

第2章 本市の子どもの貧困の状況

1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法¹

(1) 市民アンケート

市民アンケートは、平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢が 0 歳から 24 歳未満の子ども・若者がいる世帯のうち 6,000 世帯を対象にして実施しました。

本市において相対的貧困²の状況にある世帯(国の貧困線を参考とした貧困線³を下回る世帯)で生活する子どもの割合の推計に必要な情報(世帯人員数、所得の水準等)を把握すること、また、各世帯における生活の様子や物質的剥奪⁴の状況、子ども・若者や保護者の健康状態や就業の状況等を把握することにより、「貧困」の状態にあると考えられる方の状況を様々な観点から分析することを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 対象者アンケート

国の大綱では、子どもの貧困対策の中で「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

対象者アンケートは、生活保護を受給している世帯、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、寄り添い型学習等支援を利用している世帯の保護者ならびに中学生・高校生を対象に実施しました。また、児童養護施設で生活する中学生・高校生に対しても調査を実施しました。

これらの調査は、支援を要する緊急度の高い子どもや家庭の様子について把握すること、ならびに、必要とする支援策等について直接的にご意見を伺うことを目的に実施しました。

¹ 第2章に掲載されている図表の出所に関して、特段の記載がない場合は「市民アンケート」あるいは「対象者アンケート」を元に作成

² 相対的貧困：「相対的貧困」とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない状況をいう。また、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えた所得)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)をいう。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。(厚生労働省の国民生活基礎調査に関する資料より)

³ 国の貧困線を参考とした貧困線：平成 25 年国民生活基礎調査で用いられた貧困線を参考に、世帯員人数毎に貧困線とする世帯可処分所得額を設定した。貧困線とする世帯可処分所得額は、1人世帯の場合は 120 万円、2人世帯は 175 万円、3人世帯は 210 万円、4人世帯は 245 万円、5人世帯は 275 万円、6人世帯は 300 万円、7人世帯は 325 万円とした。なお、8人以上の世帯に該当する回答はなかった。

⁴ 物質的剥奪：「物質的剥奪(material deprivation)」とは、貧困の状態について、「金銭的な」または「インプット」側の指標ではなく、「非金銭的な」「アウトプット」側の側面に着目した際に用いられる概念・用語であり、社会において最低限必要な物が得られていない状況をいう(OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」(2008)より)

(3) 支援者ヒアリング

支援者ヒアリングは、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、区役所職員や施設等の職員、学校の教員や NPO 法人等、計 17 の機関・団体等に対して実施しました。

ヒアリングは、支援に関わる方の視点から、貧困状態にある子どもや家庭の生活の様子をうかがうこと、ならびに、貧困状態に至ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的として実施しました。

2 本市における子どもの貧困に関する状況

(1) 本市における子どもの貧困に関する状況

ア 「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

「子どもの貧困率⁵」は、国が平成 26 年 8 月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の中で「子供の貧困に関する指標」のひとつとなっています。大綱の指標となっている子どもの貧困率は「平成 25 年国民生活基礎調査」（厚生労働省）による調査結果が採用されています。

本市では、国が「相対的貧困率」を算出する際の基準としている国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合を、市民アンケートにより得られたデータを用いて算出しました。

その結果、本市において貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は 7.7% となり、およそ 4 万 4 千人となります。また、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率⁶」は 45.9%、「子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率⁷」は 45.6% で、本市に暮らすひとり親世帯のおよそ半分が国の貧困線を下回る水準で生活している状況にあると推計されました。本市の、特にひとり親世帯の状況は、厳しい水準にあると言えます。

図表 2-1 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合

指標	横浜市 市民アンケート調査
世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.7%
世帯に含まれる24歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合	7.7%
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	45.9%
子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	45.6%

⁵ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯に属する17歳以下の子どもの割合

⁶ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率：17歳以下の子どもがおり、世帯主が18歳以上65歳未満の現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合。なお大人とは18歳以上の世帯員と定義している

⁷ 子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率：17歳以下の子どもがおり、世帯主が18歳以上65歳未満のひとり親世帯の世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

☆コラム～貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合について～☆

「世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において「相対的貧困率」を算出する際の基準としている、国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を下回る水準で生活する子どもの割合であり、市民アンケートの回答結果に基づき、以下のような方法により算出しています。なお、横浜市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではないという点には留意が必要です。

- 市民アンケートの設問（問50）により、世帯の可処分所得の水準について、6つの選択肢の中から該当するものを回答いただき、国の示す貧困線を下回る水準の所得に該当するか否かを世帯ごとに判断しました。
- 貧困線の水準を下回る世帯に属する子どもの数について、アンケート対象の世帯に含まれる全ての子どもに占める割合を算出しました。

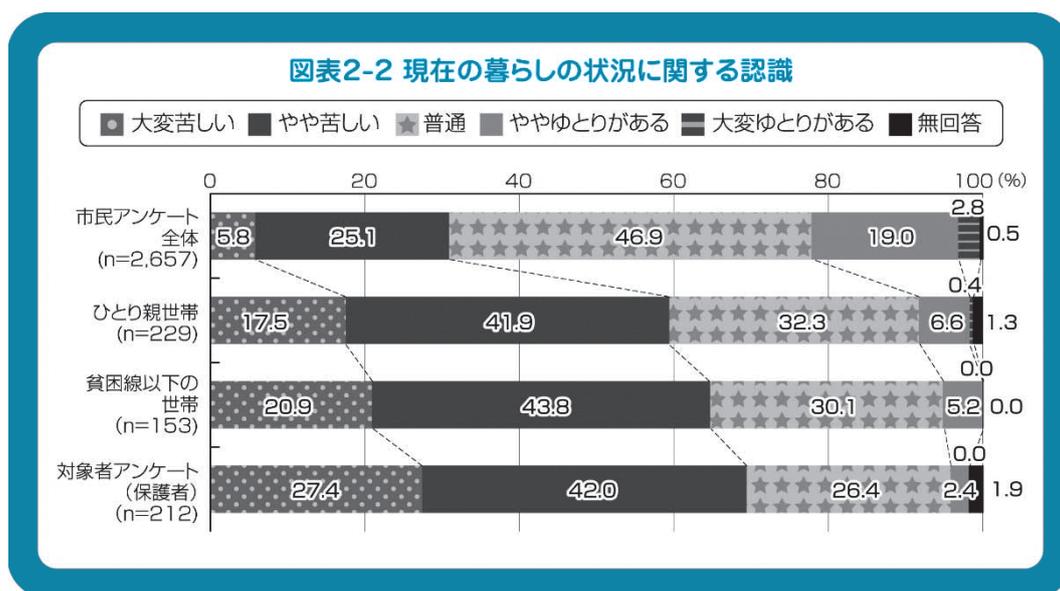
また、算出結果について、次のような点には留意が必要です。

- 可処分所得の水準をたずねた設問（問50）について、アンケート回答者の約2割の世帯は無回答でした。（18歳未満の子どもがいる世帯の有効回答数2,183件のうち、428件が無回答）
- この可処分所得の水準をたずねた設問（問50）に無回答であった約2割の世帯について、問50に回答した世帯と比較して、別の設問（問49）から把握される世帯所得額の平均額が約120万円低い状況となっています。
- このようなことから、問50に無回答であった約2割の世帯には、世帯所得が相対的に低い方がより多く含まれていると推察され、他方で、問50の集計対象となった世帯では所得が相対的に多い方がより多く含まれていた可能性があります。

※ 市民アンケートについては、P92～＜参考資料＞参照

イ 暮らし向きに関する認識

市民アンケートの調査結果によると、ひとり親世帯と、相対的貧困の状況にある世帯（以下「貧困線以下の世帯」という）の現在の暮らし向きは、他の世帯と比較して厳しい状況にあることがうかがえます。現在の暮らしの状況に対する認識について、「大変苦しい」と回答した割合は、市民アンケート全体が 5.8%であるのに対して、ひとり親世帯では 17.5%、貧困線以下の世帯では 20.9%となっています。また、対象者アンケートの結果では、その割合は 27.4%となっています。



ウ 「物質的剥奪」の状況にある世帯の割合について

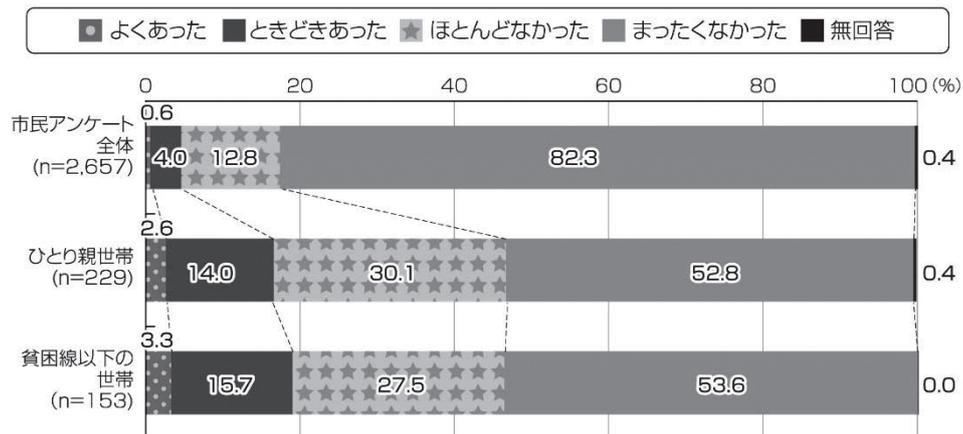
子どもの貧困の状況は、世帯の収入などの経済的な尺度と合わせて、基本的な生活ニーズが満たされているかなど金銭面以外の尺度についても測ることで、多面的に捉えることが必要です。物質的剥奪の状況とは、社会で通常必要と考えられる生活必需品が欠けている状況を指します。市民アンケートでは、「食料」、「医療」、「文具や教材」等の観点から、物質的剥奪の状況について把握をしました。

「食料」について、「過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがあったか」をたずねたところ、「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した割合は市民アンケート全体では4.6%となっています。なお、ひとり親世帯では16.6%、貧困線以下の世帯では19.0%が必要とする食料が買えないことが「よくあった」または「ときどきあった」と回答しています。

「医療」について、「過去1年間に子どもが病気やケガをしたときに病院を受診しなかったことがあったか」についてたずねたところ、「ある（医療費を支払うことが難しいため）」と回答した割合は、市民アンケート全体では2.3%でしたが、貧困線以下の世帯では7.2%となっています。

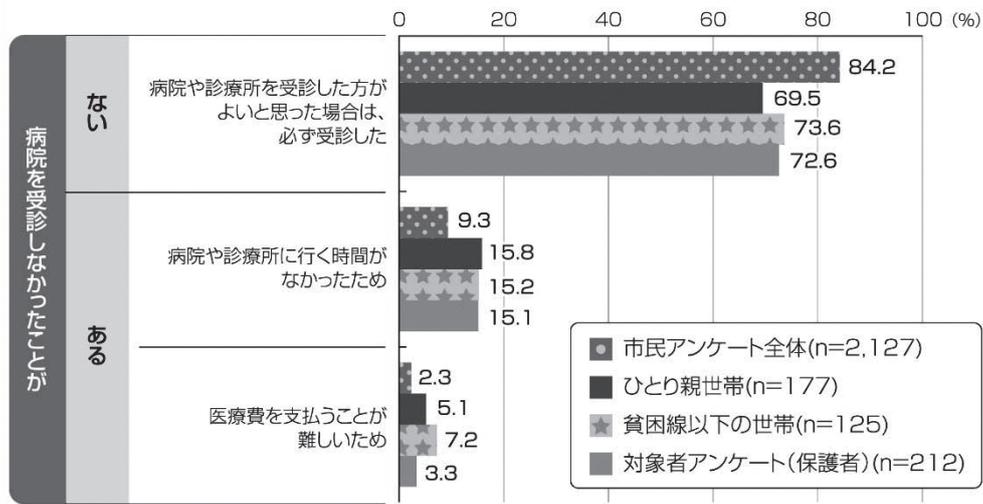
「文具や教材」については、「過去1年間にお金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあったか」についてたずねたところ、買えないことが「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した割合は、市民アンケート全体の4.7%でした。この点について、ひとり親世帯では19.2%、貧困線以下の世帯では21.6%、対象者アンケートの保護者では37.3%が、「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答しています。

図表2-3 必要とする食料が買えないことがあった（過去1年間）



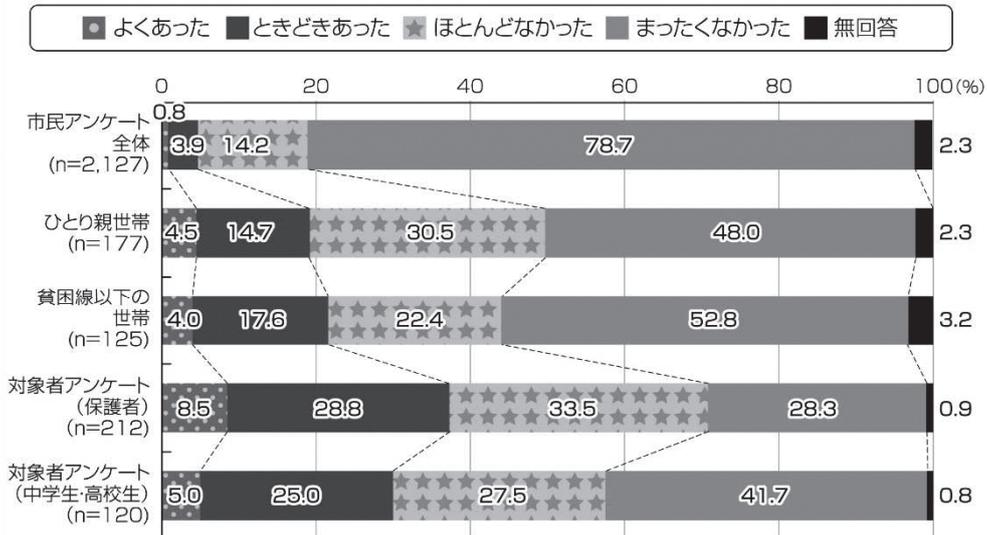
※「ひとり親世帯」について、宛名の子ども・若者本人が「該当する」と回答した場合は除く。

図表2-4 医療へのアクセス(過去1年間)



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。
 ※集計には無回答であったものも分母に含む。
 ※質問には上記以外の選択肢を含めて調査しているが、回答数が少なかった選択肢は省略している。
 ※「医療費を支払うことが難しいため」は、「公的医療保険に加入しておらず、医療費を支払うことが難しいため」と「公的医療保険に加入しているが、医療費を支払うことが難しいため」を合計している。

図表2-5 子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあった(過去1年間)



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。
 ※対象者アンケート(中学生・高校生)については、「普段の生活の中で、お金が足りなくて、必要とする文具や教材が買えないことはありますか」との設問で、「よくある」と「ときどきある」「ほとんどない」「まったくない」の選択肢で調査している。

工 経済的困難等、特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

国の大綱では、子どもの貧困対策によって「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

本市におけるこれらの子どもの数や世帯数の推移、ならびに、「就学援助を受けている子ども」の状況は次のようになっています。

○社会的養護を必要とする子ども

「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対して、公的責任で社会的に保護し育てるとともに、子育てに困難を抱える家庭に対しても支援を行うことです。社会的養護を担う施設等には、児童養護施設⁸、乳児院⁹、情緒障害児短期治療施設¹⁰、児童自立支援施設¹¹、母子生活支援施設¹²、里親¹³、ファミリーホーム¹⁴、自立援助ホーム¹⁵があります。本市で社会的養護を受ける子どもは、平成 26 年度末現在で、乳児院や児童養護施設に入所している子ども、里親等に委託されている子ども等で 880 人となっており、本市の 18 歳未満の子どものおよそ 0.15%となっています。

⁸ 児童養護施設：保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

⁹ 乳児院：乳児（特に必要のある場合には幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

¹⁰ 情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

¹¹ 児童自立支援施設：不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

¹² 母子生活支援施設：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

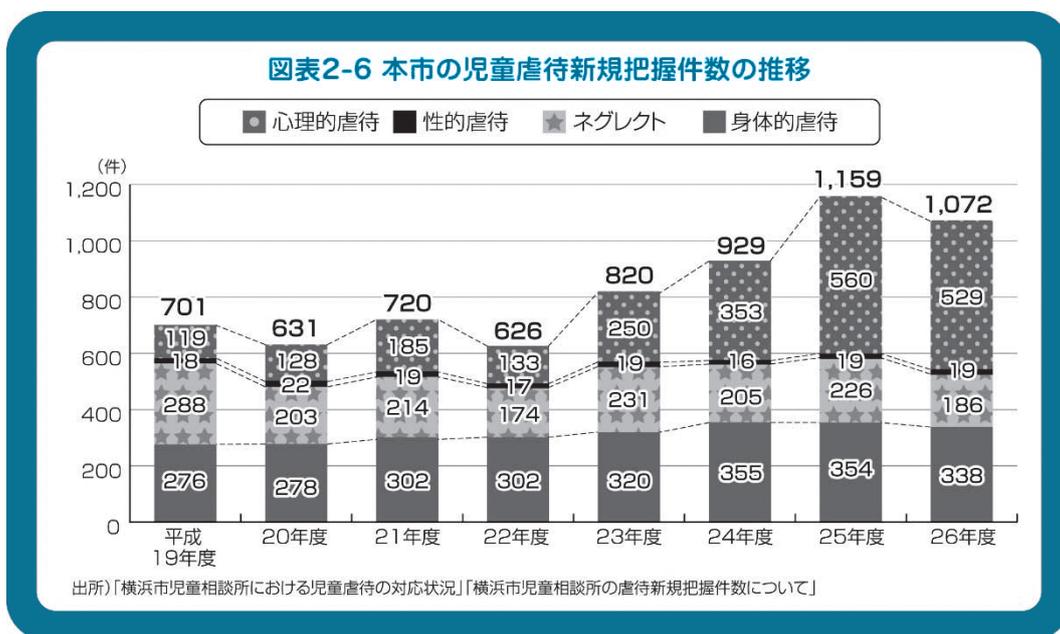
¹³ 里親：要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの。

¹⁴ ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの。

¹⁵ 自立援助ホーム：義務教育を終了した 20 歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。

国の調査¹⁶によれば、児童養護施設に入所する子どもの4割程度が保護者からの虐待を受けたことを理由に保護されています。次いで、保護者の病気、離婚、行方不明等により、保護者からの養育を受けられないことが入所理由となっています。このように、家庭での養育が望めない状況で社会的養護を受けるに至っており、多様で深刻な背景を抱える子どもが多いと言えます。

本市の児童虐待新規把握件数は増加傾向にあり、平成26年度の1年間で1,000件を超えています。児童虐待として把握されたうちの2割程度が社会的養護のもとで暮らしています。なお、本市の社会的養護を必要とする子どもの数は、恒常的に本市内の施設の定員を上回っている状況です。



○生活保護世帯の子ども

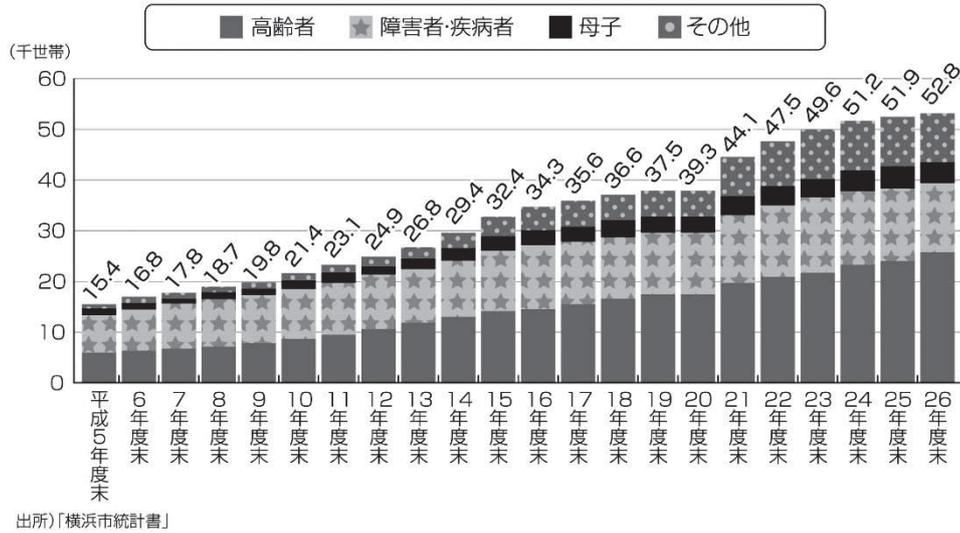
生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

本市の生活保護を受給する世帯数は、過去20年で3倍以上に大きく増加しています。生活保護を受給する母子世帯数についても、過去20年間で約3.7倍に増加し、平成26年度末で約4千世帯となっています。本市の生活保護を受給している世帯の割合（保護率・百分率）は、平成26年までの過去20年間で約3倍に増加しました。平成27年7月の保護率は、全国平均の1.71%を上回る1.92%となっています。

¹⁶ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果」平成27年1月

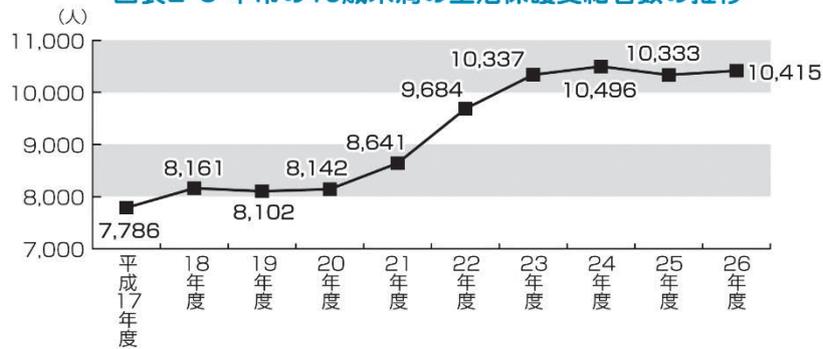
なお、児童養護施設への入所理由の4割が児童虐待となっているが、入所理由でないものを含めた場合、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は「虐待経験あり」となっている。

図表2-7 本市の生活保護受給世帯数の推移



本市で生活保護を受給する世帯の18歳未満の子どもの数は、リーマンショック以降に急増し、平成26年7月現在で約1万人、18歳未満の約2%となっています。

図表2-8 本市の18歳未満の生活保護受給者数の推移

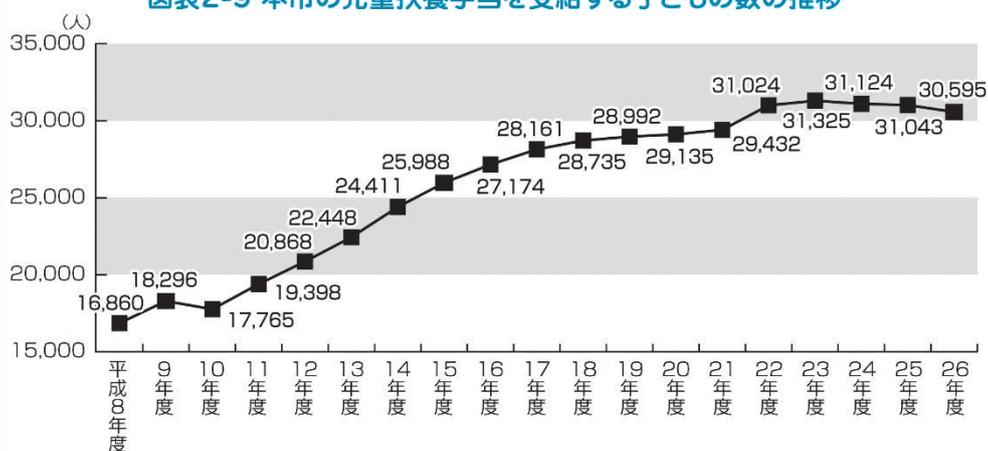


出所)「平成26年度第4回被保護者調査」
 ※平成22年度までは各年7月1日現在、平成23年以降は7月31日現在

○ひとり親世帯の子ども

国勢調査によると、本市の母子・父子世帯数は平成22年までの15年間で1.76倍に増加しました。本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、平成25年で3万1千人となっており、18歳未満の子どもに占める割合は約5%となっています。

図表2-9 本市の児童扶養手当を受給する子どもの数の推移



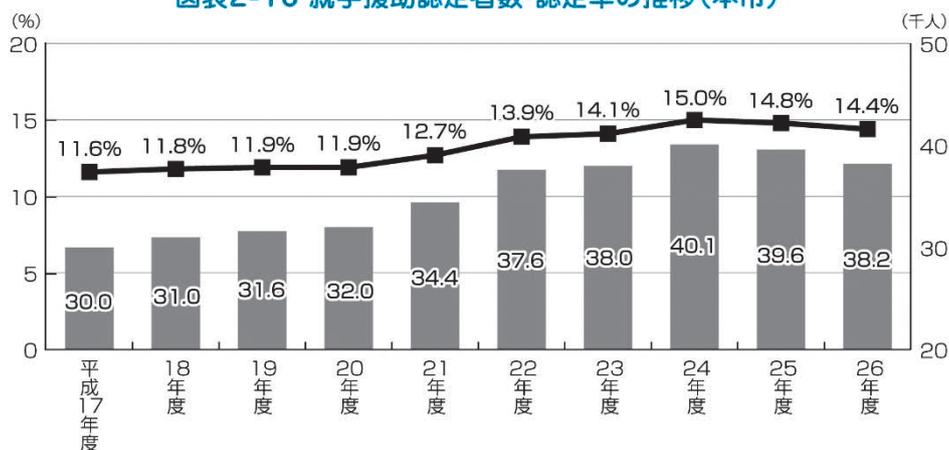
出所)「横浜市統計書」

○就学援助を受けている子ども

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

就学援助を受けている子どもの数は、平成17年度から平成25年度で約1万人増加し、約4万人となっています。平成26年度に就学援助を受けている子どもの割合は、14.4%となっています。

図表2-10 就学援助認定者数・認定率の推移(本市)



(2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困

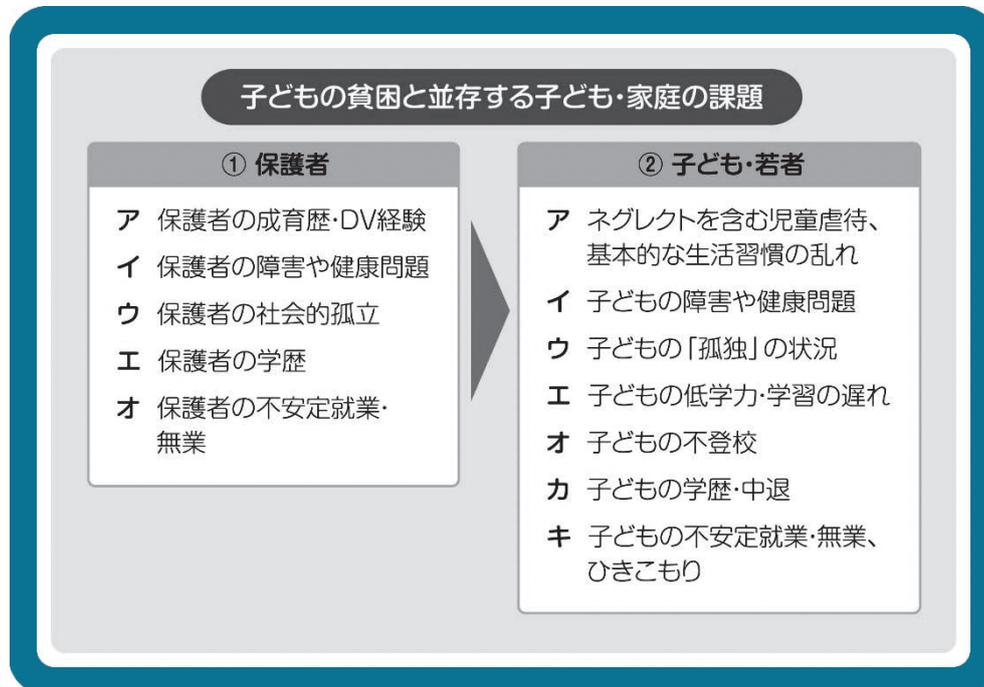
子どもの貧困は、保護者等の経済的困窮に加えて、子どもやその家庭の重層的な困難と結びついていることが多いと考えられます。

支援者ヒアリングによると、支援が必要となる子どもや家庭については、複数の、質の異なる困難が重層的にからまりあっているケースが多く、様々な支援者が連携して対応することが少なくないということが把握されました。

各家庭が生活困窮にいたる経路や、背後に抱えている課題は一様ではなく、一般化できるものではありませんが、支援者ヒアリングや市民アンケート・対象者アンケートの調査結果から、経済的困窮状況にある子どもや家庭が同時に抱える課題として、下図に例示したような深刻な困難や社会的不利があるのではないかと考えられます。

子どもの貧困の背景に存在する、子どもと家庭が抱える多様な困難状況を把握するために、まず、子どもの育ちに最も大きな影響を与える保護者の状況について、次に、子ども・若者の抱える困難について、本市の支援者ヒアリングとアンケート調査結果をもとに整理しました。

それぞれの保護者が抱える困難が、その子どもの育ちに何らかの影響を与え、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することが示唆されます。直接的な経済的困窮対策だけでなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点が必要となります。



① 保護者の抱える困難

ア 保護者の成育歴・DV経験

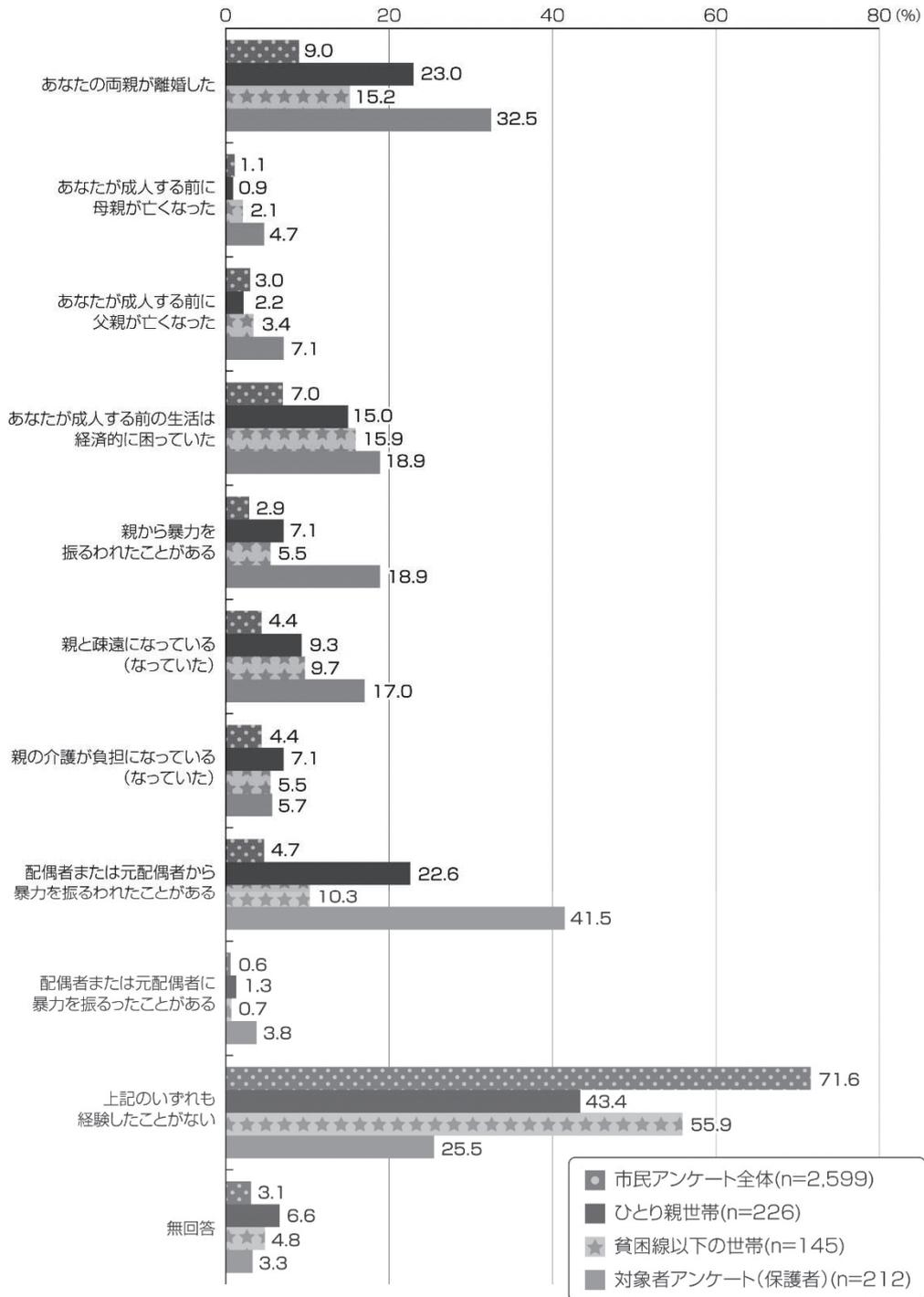
支援者ヒアリングでは、保護者が自身の親（子どもから見た祖父母）から虐待を受けていた経験があることや、親と疎遠になっていて頼れない状況の方が多いということが指摘されています。また、配偶者からのDVを受けた経験のある方が多いという指摘もなされています。

アンケート調査では、保護者自身の成育歴や過去の経験として、「両親の離婚」、「親との死別」、「子どもの頃の経済的困窮」、「親や配偶者からの暴力等を受けた経験」等の有無についてたずねました。その結果、これらの経験について「いずれも経験したことがない」と回答したのは、市民アンケート全体では71.6%、ひとり親世帯では43.4%、貧困線以下の世帯では55.9%、対象者アンケートの保護者では25.5%でした。

特にひとり親世帯の場合には、「両親が離婚した」との回答割合が2割以上、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」との回答割合も2割以上となっており、「ひとり親」の状況が世代間で連鎖しているケースや、配偶者からの暴力（DV）が原因でひとり親に至ったのではないかと考えられる方が一定程度いることがうかがえます。

対象者アンケートの保護者の回答としても、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は41.5%、「あなたの両親が離婚した」は32.5%、「親から暴力を振るわれたことがある」は18.9%、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は18.9%となっており、保護者自身も厳しい成育歴や経験を抱えていることが多いことが確認されました。

図表2-11 保護者自身の親や配偶者との関係性



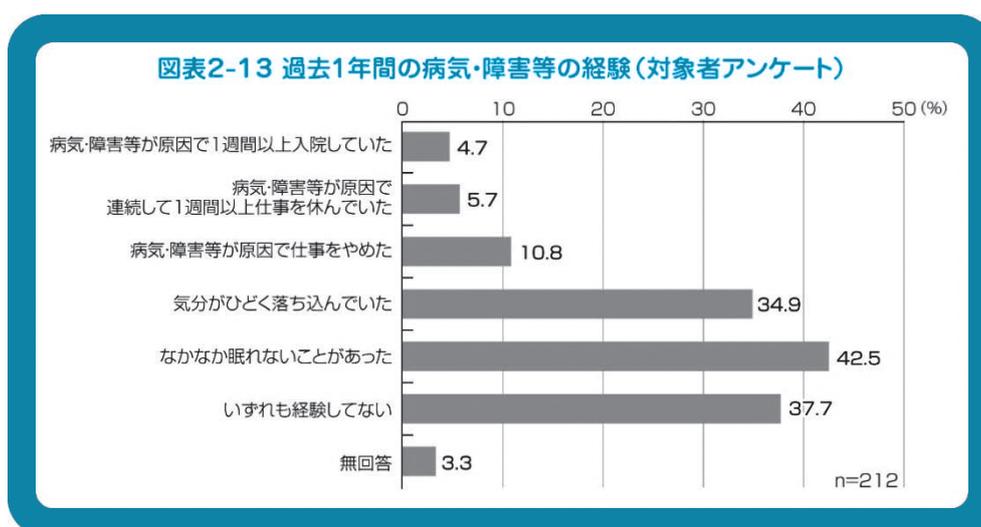
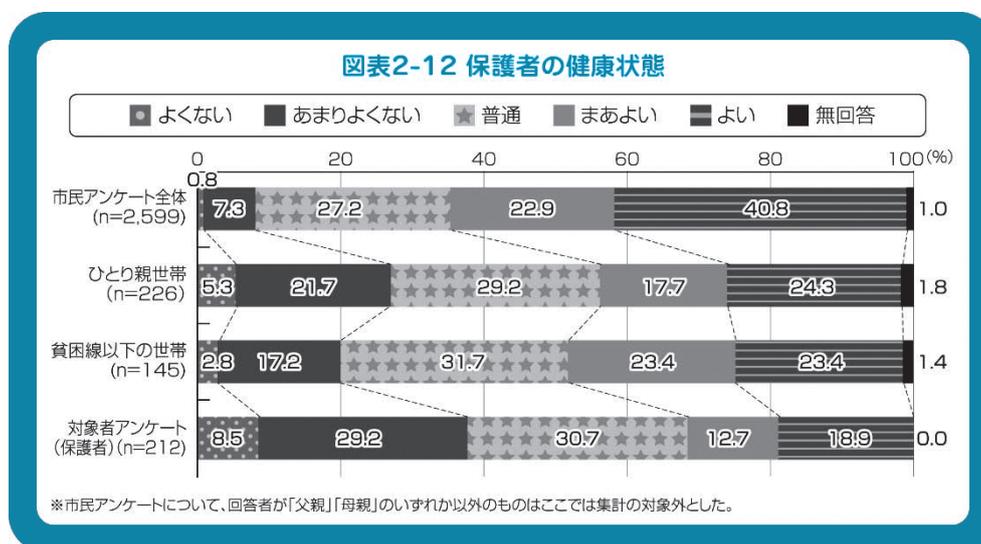
※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

イ 保護者の障害・健康問題

支援者ヒアリングでは、保護者に知的障害等の障害があるケースや精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが増えていることが指摘されました。

アンケート調査から、保護者の現在の健康状態について、「あまりよくない」「よくない」と回答した割合を比較すると、市民アンケート全体では8.1%であるのに対して、ひとり親世帯では27.0%、貧困線以下の世帯では20.0%、保護者に対する対象者アンケートでは37.7%となっています。

また、保護者について過去1年間の病気や障害等の経験の有無についてたずねたところ、対象者アンケートの結果として、42.5%が「なかなか眠れないことがあった」、34.9%が「気分がひどく落ち込んでいた」と回答しており、さらに、「病気・障害等が原因で仕事をやめた」とした人の割合は10.8%にのぼっています。

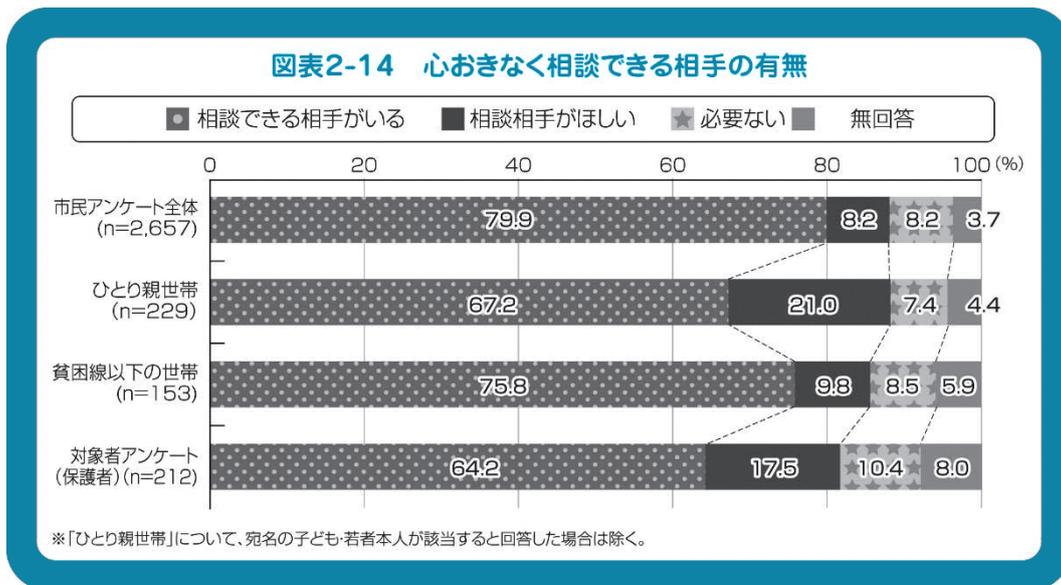


ウ 保護者の「社会的孤立」の状況

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の保護者は、障害や精神疾患等の影響もあり、人間関係をうまく築くことができないことが多いということが指摘されています。また、「保護者の成育歴・DV経験」で触れたこととの関連で、保護者が自身の親や配偶者等から虐待や暴力を受けていたことなどから、親族等に頼れない状況の方も多いことも指摘されています。さらに、このような方の中には、支援者との関係性を含めて、人とのつながりを自ら「断ち切ってしまう」という事例もあるとされています。

これらの結果、保護者が「社会的孤立」状況となり、また、支援者との関係が切れてしまうことで、子どもへの支援が届かなくなるという課題があることも指摘されています。

アンケート調査で、「心おきなく相談できる相手がいるか」についてたずねたところ、ひとり親世帯では、「相談できる相手がいる」との回答割合が回答者全体と比べて低く、「相談相手がほしい」との割合が2割以上となっています。なお、対象者アンケートに回答いただいた保護者も、17.5%が「相談相手がほしい」としています。

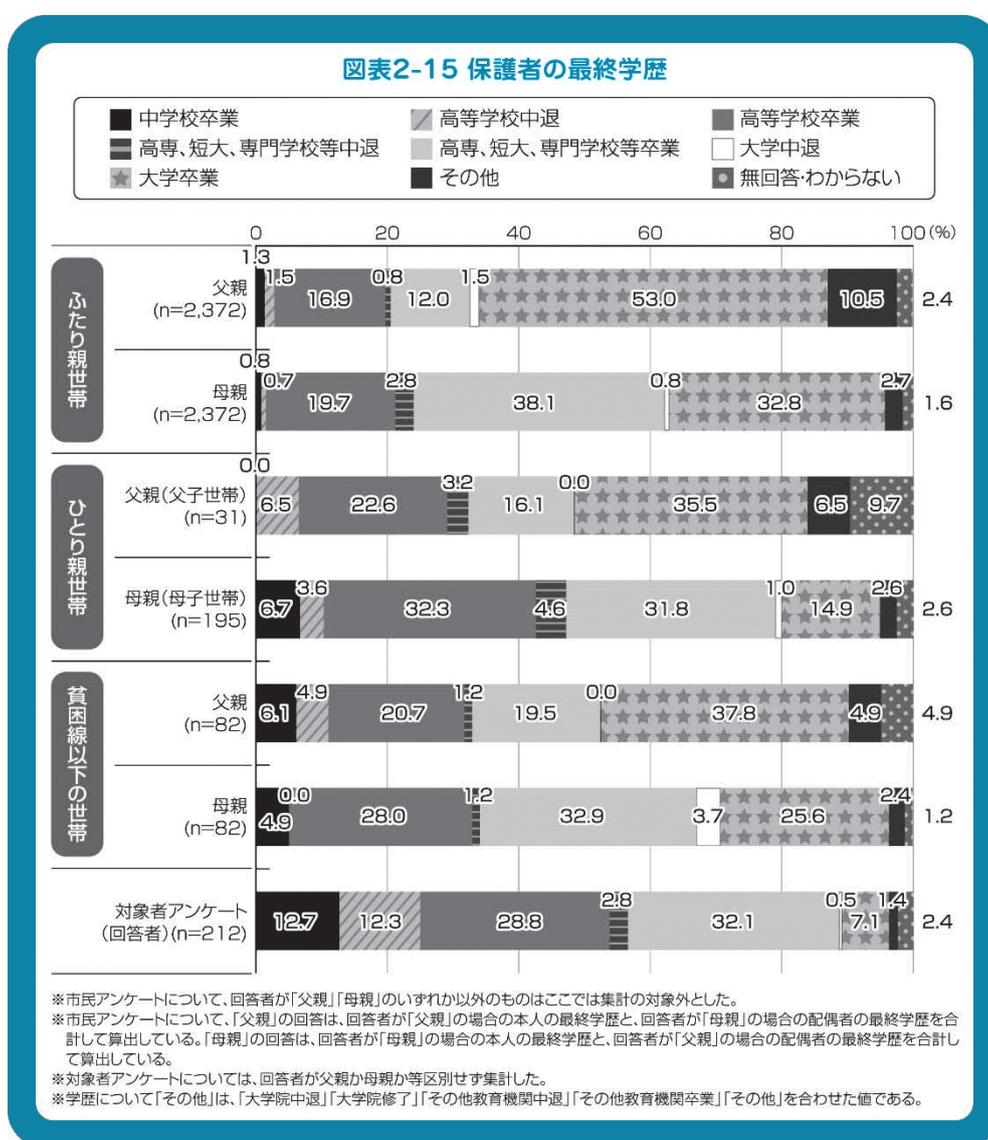


エ 保護者の最終学歴

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の保護者の特徴のひとつとして、最終学歴が中学校卒業や高校中退である割合が高いということが指摘されています。

アンケート調査から、保護者の最終学歴について把握すると、父親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯では 2.8%、父子世帯では 6.5%、ふたり親世帯のうち貧困線以下の世帯では 11.0%となっています。

同様に、母親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯では 1.5%、母子世帯では 10.3%、ふたり親世帯のうち貧困線以下の世帯では 4.9%となっています。



オ 保護者の就業状況

支援者ヒアリングでは、健康面等で問題を抱えている方や、外国籍の方（日本語の理解が不十分である方）、学歴が相対的に低い方などでは、働きたくとも働けない、または仕事に就いていても非正規雇用で不安定であるなど、十分な収入が得られない状況にあることが多いと指摘されています。

また、ひとり親世帯の親など子育てと生計の維持を一人で担わなければならない場合では、勤務地や就業時間の制約を受けることが多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因のひとつとなっているとされています。

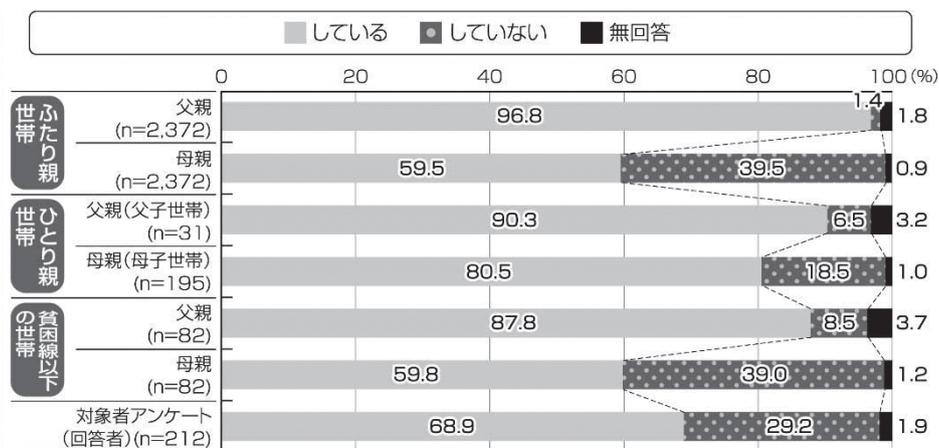
このほか、ダブルワーク・トリプルワークをしている方や、早朝や深夜の時間帯に働いている方が少なくないことが指摘されており、深夜の時間帯の就労に関しては、子どもの徘徊等の行動など、子どもの基本的な生活習慣の乱れとの関連性についても指摘がなされています。

他方、アンケート調査から、保護者の就業状況についてみたところ、母子世帯の母親の約8割、父子世帯の父親の約9割は就労しています。また、対象者アンケートの保護者（回答者）は約7割が就労しています。

就労をしている方について、働いているにも関わらず経済的困窮の状況に置かれる背景として、パートタイムやアルバイト等の低賃金で不安定な非正規雇用で働いている割合が高く、「正社員・正規職員」で働く割合が低いという雇用状況があります。市民アンケートによると、「正社員・正規社員」の比率は、ふたり親世帯の父親や父子世帯の父親では約9割となっていますが、母子世帯の母親では4割弱となっています。

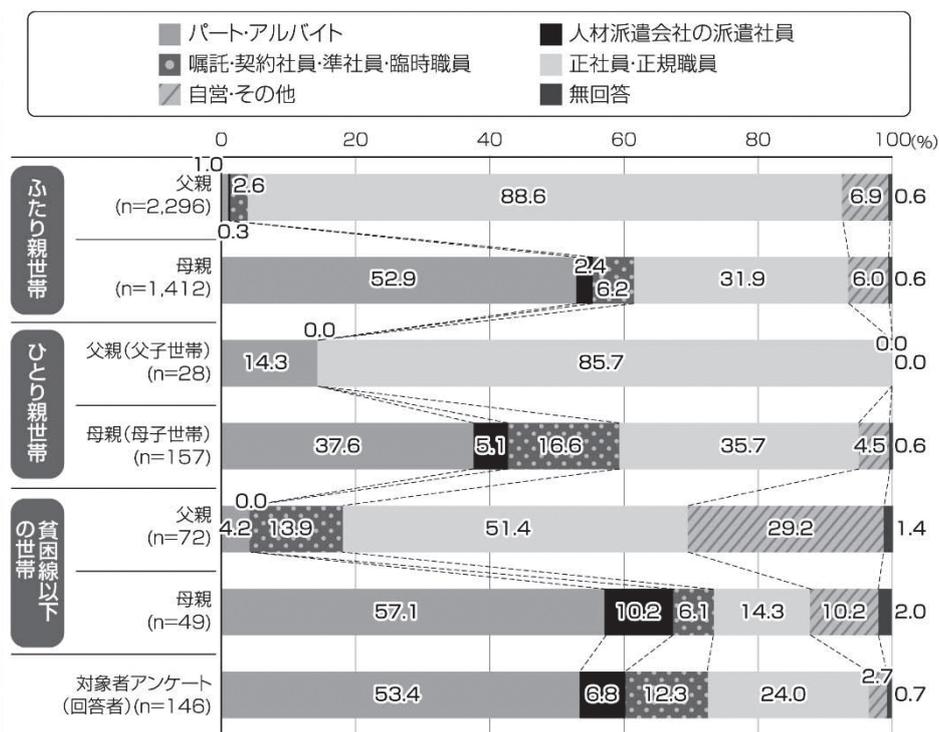
また、過去1年間で複数の仕事を掛持ちしたことがあるかをたずねたところ、母子家庭の母親が11.3%、貧困線以下の世帯の母親が10.5%、父子家庭の父親が9.7%と、ひとり親世帯や貧困線以下の世帯では複数の仕事を掛持ちしたことがある人の割合が比較的高くなっています。

図表2-16 現在の就業の状況



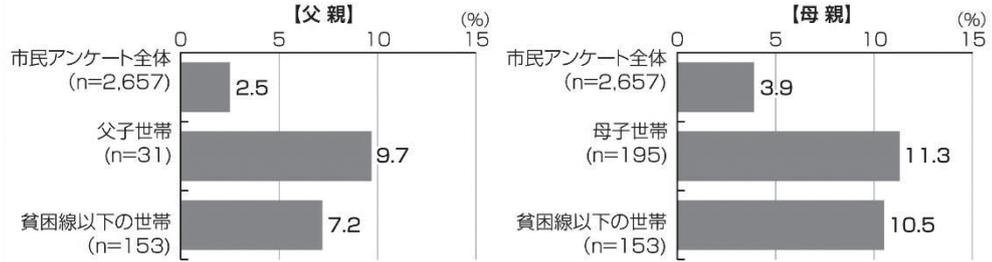
※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。
 ※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親が等区別せず集計した。

図表2-17 就業形態



※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。
 ※市民アンケートについて、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業形態と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業形態を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業形態と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業形態を合計して算出している。
 ※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親が等区別せず集計した。
 ※「自営・その他」は、「自営業主(商店主・農業など)」「自家営業の手伝い」「その他」を合わせた値である。

図表2-18 過去1年間の複数の仕事を掛持ちした経験(ダブルワーク等の状況)

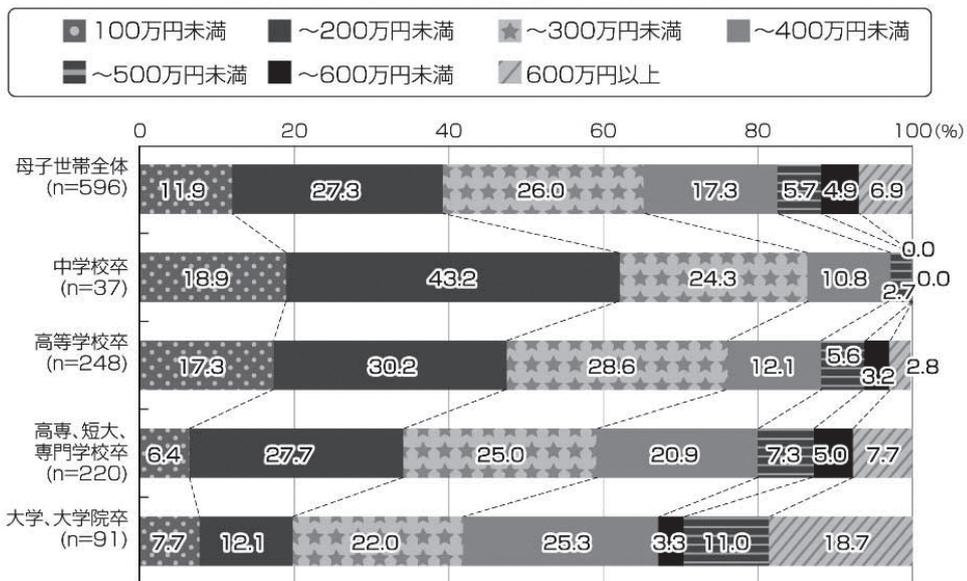


☆コラム～ひとり親世帯のなかでの学歴による差異～☆

上述の通り、ひとり親世帯、特に母子世帯の場合には、「正社員・正規職員」で働く方の割合が低く、働いてはいるものの経済的に苦しい状況にあるという方が多いものと考えられます。

ただし、母子世帯のなかでも、保護者の方の学歴等の違いにより、状況は異なると考えられます。本市が平成24年度に実施した「母子家庭等実態調査」によると、母子世帯の状況に関して、保護者の方の最終学歴が高くなるほど、就労収入が高くなるという相関関係がみられています。最終学歴が「中学校卒」である世帯では、1年間の就労収入が200万円未満である割合が約6割となっているのに対して、「大学、大学院卒」の場合には、200万円未満の割合は2割弱となっています。

図表2-19 母子世帯の最終学歴と就労収入

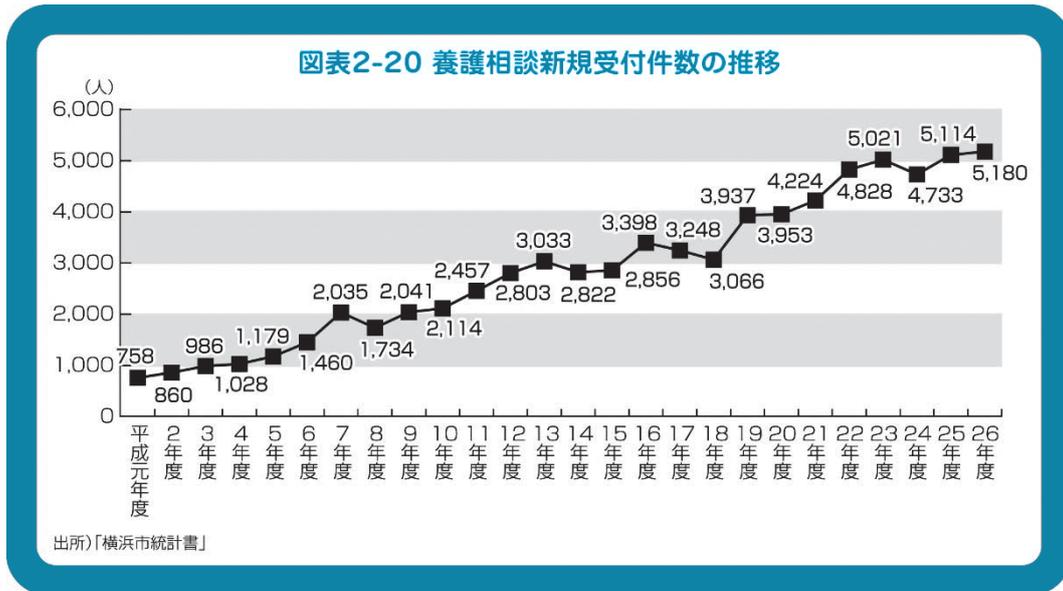


出所)本市「平成24年度母子家庭等実態調査」データをもとに作成
※ 無回答は除く

② 子ども・若者の抱える困難

ア ネグレクトを含む児童虐待、基本的な生活習慣の乱れ

本市の児童相談所に寄せられた養護相談の新規受付件数は、過去 20 年間で約 4 倍に増加しています。養護相談には、児童虐待、家族関係の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足等に関連する相談内容が含まれており、厳しい成育環境のもとに育つ子どもが増加していると考えられます。



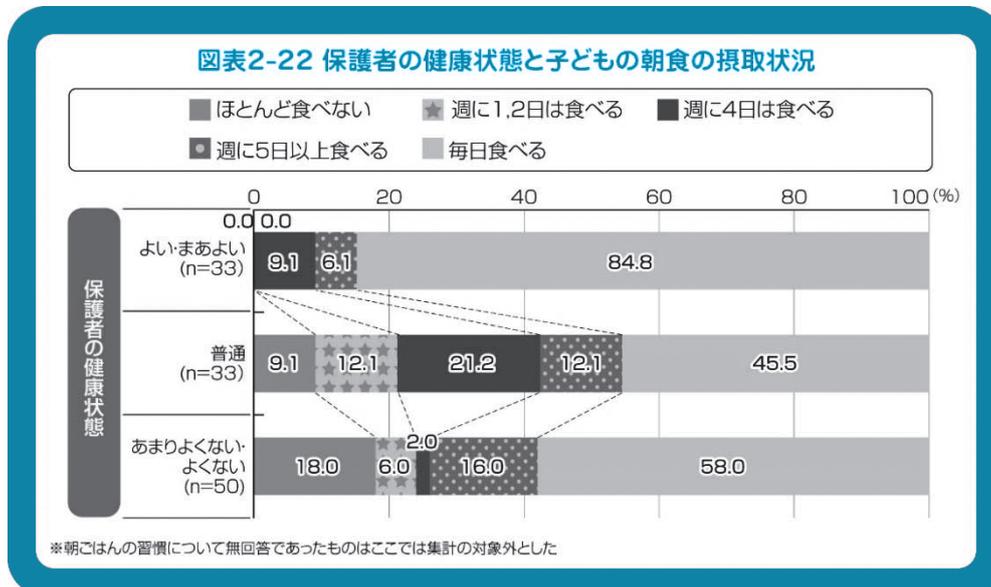
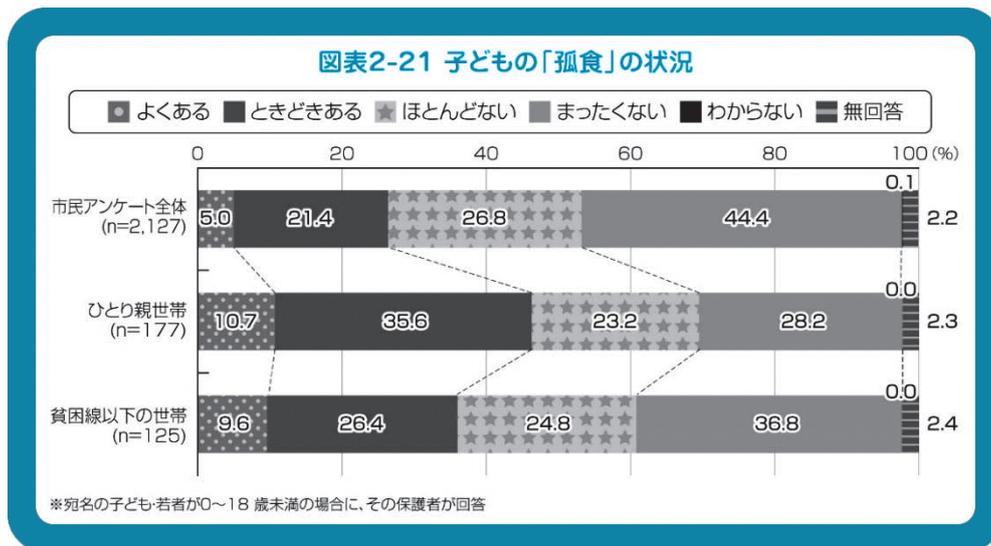
支援者ヒアリングでは、児童相談所が児童虐待等で関わる家庭の中に、経済的困窮の課題を抱える例が多いことが指摘されています。具体的な例として、身体的虐待のほか、適切な食事を与えていない、学校等への登校がままならない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなどのネグレクトの状況にある世帯への対応が増えているとされています。なお、このようなネグレクトの一部には、保護者の早朝・夜間帯の就労や、精神疾患等が原因となったネグレクトが存在することも指摘されています。また、ネグレクトとまではいかなくとも、子どもと向き合う時間的・精神的な余裕がない場合も多いとされています。

市民アンケートで、普段子どもだけでご飯を食べることがあるかについてたずねたところ、「よくある」と回答した割合は、市民アンケート全体では 5.0%、ひとり親世帯では 10.7%、貧困線以下の世帯では 9.6%となっています。なお、ひとり親世帯では、「よくある」「ときどきある」を合わせると 5 割近くとなっています。

また、支援者ヒアリングでは、保護者に精神疾患や疾病がある世帯等の例で、保護者が子どもを起こして登園・登校の準備をすることが出来ず、子どもの通園・通学が困難になることがあるという課題や、子どもに食生活をはじめとした基本的な生活習慣が十分

に身につかないという課題が見られることが指摘されており、これらの課題に対応する支援が必要であるとされています¹⁷。

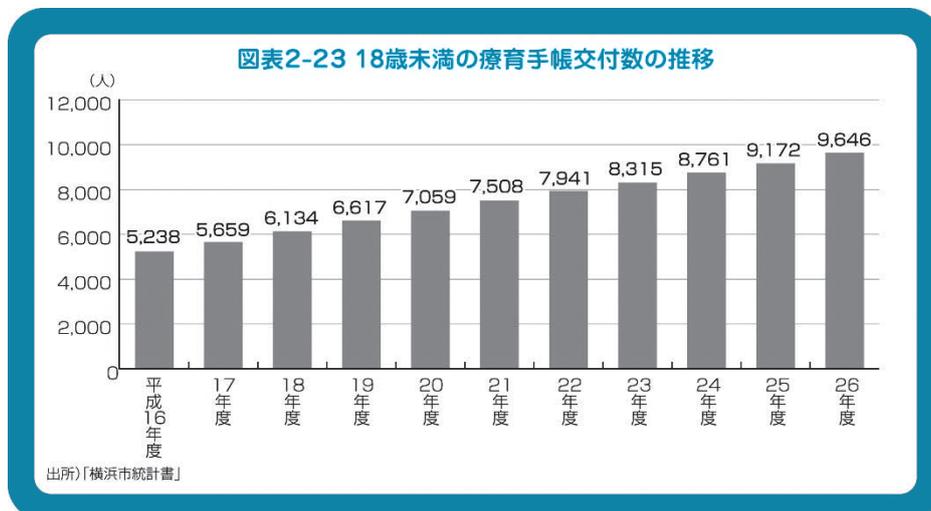
対象者アンケートから、保護者の健康状態と子どもの朝食の摂取状況について分析したところ、保護者の健康状態が「よい・まあよい」の場合には8割以上が「毎日食べる」と回答しているのに対して、健康状態が「普通」「あまりよくない・よくない」の場合には、「毎日食べる」と回答した割合が低くなっています。



17 このほか、児童虐待による子どもの育ちへの影響として、暴力を受ける体験からトラウマを持ち、そこから不安や情緒不安定などの様々な精神症状が現れる場合があること、栄養や感覚刺激の不足等によりもともと能力に比べて知的な発達が十分に得られない場合があること、保護者との基本的な信頼関係を構築できず愛着関係を形成することが困難となり対人関係に問題が生じることがあること等、様々な影響があるとされている。（「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（厚生労働省）より抜粋、要約）

イ 子どもの障害・健康問題

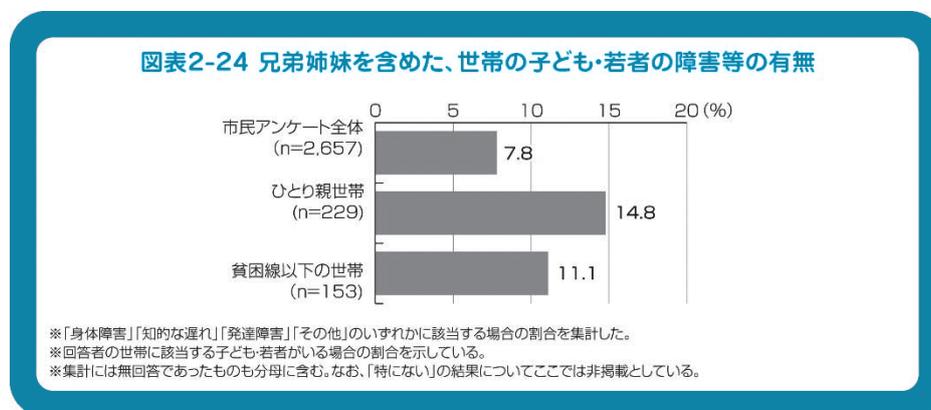
本市の18歳未満の知的障害児に対する療育手帳交付数は、過去10年で1.8倍に増加し、平成26年度で約1万人となっています。



支援者ヒアリングにおいても、知的障害や発達障害を抱える子どもへの対応が増えているという話が聞かれました。また、手帳等の取得の有無に関わらず、学習面や対人関係の面で課題を抱える子どもへの対応が増えていると指摘されています。このほか、発達障害との判別が難しい、成育環境からの影響の強い「愛着障害」と考えられる子どもも増えてきているのではないかとされています。

市民アンケートにおいて、兄弟姉妹を含めて子どもに身体障害、知的な遅れ、発達障害等、何かしらの障害がある世帯の割合を集計したところ、ひとり親世帯では14.8%、貧困線以下の世帯では11.1%となっており、経済的困窮を抱える世帯で子どもの障害を抱えている割合が相対的に高くなっています。

なお、支援者ヒアリングでは、保護者の就労と子どもの障害について、子どもに障害があることで保護者が働くことが出来ない、あるいは勤務可能な条件に制約があるために正規の職に就くことが困難であるということも指摘されています。



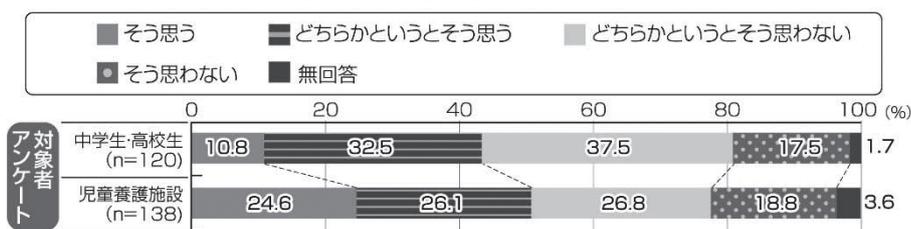
ウ 子どもの「孤独」の状況

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、孤独感を強く持っている傾向があることや、他人に対する不信感が高いこと、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等が指摘されています。

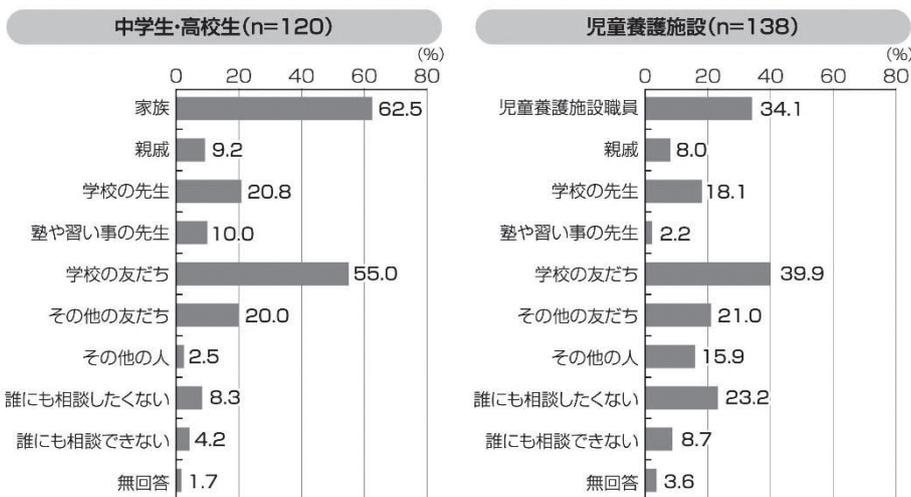
対象者アンケートから、中学生・高校生の回答として、「人は信用できないと思う」という意識についてみると、「そう思う」「どちらかというと思う」の回答割合は4割以上となっていました。同様に、児童養護施設の中学生・高校生では、「そう思う」「どちらかというと思う」の回答割合は5割を超える結果となっています。

また、対象者アンケートの中学生・高校生に、悩んでいるときに相談する相手についてたずねたところ、「誰にも相談したくない」という回答が8.3%、「誰にも相談できない」という回答が4.2%となっており、悩みごとがあっても相談しない・相談できない人が一定割合で存在しています。この点について、児童養護施設の中学生・高校生では、「誰にも相談したくない」に23.2%、「誰にも相談できない」に8.7%が回答しており、相談しない・相談できない人の割合が比較的高くなっています。

図表2-25 人は信用できないと思う



図表2-26 悩んでいるときの相談相手(対象者アンケート)



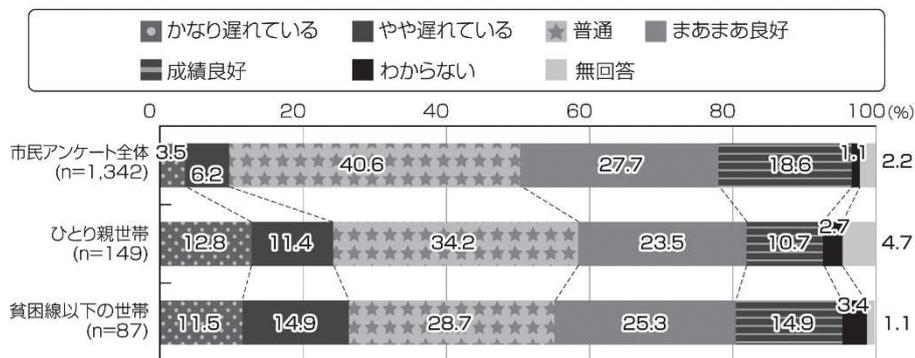
エ 子どもの低学力・学習の遅れ

支援者ヒアリングでは、課題を多く抱える家庭の子どもは学校の成績があまり良くなく、学習が遅れがちであることが多いと指摘されています。また、学業の遅れの背景に関しては、障害が疑われるケースのほか、部屋が整理されていないことや学習机がないことなど、勉強できる居住環境ではないことが影響しているのではないかとすることも指摘されています。

子どもの勉強全般の状況について、市民アンケートから、宛名の子どもが6～17歳の場合に、子どもの学校等での勉強全般の状況について分析したところ、学校等の勉強全般の状況が「かなり遅れている」または「やや遅れている」と回答した割合は、市民アンケート全体では9.7%であったのに対して、ひとり親世帯では24.2%、貧困線以下の世帯では26.4%となっていました。

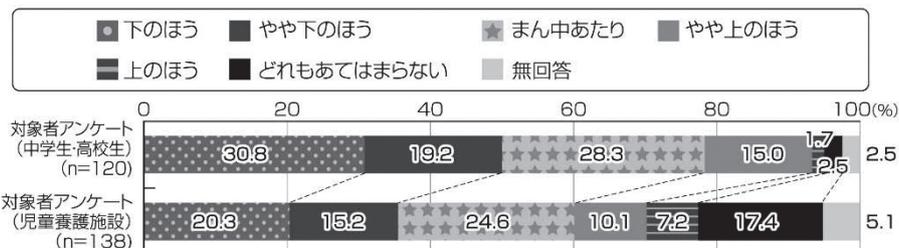
また、対象者アンケートから、中学生・高校生自身に学校の成績の状況について分析したところ、学校の成績が学年の中で「下のほう」または「やや下のほう」と回答した割合は50.0%、児童養護施設の中学生・高校生では35.5%となっており、成績の分布が下の方に偏っている傾向がみられました。

図表2-27 宛名の子ども(6～17歳)の学校等での勉強全般



※宛名の子どもが6～17歳の場合についてのみ集計。また、保護者が回答した場合についてのみ集計。

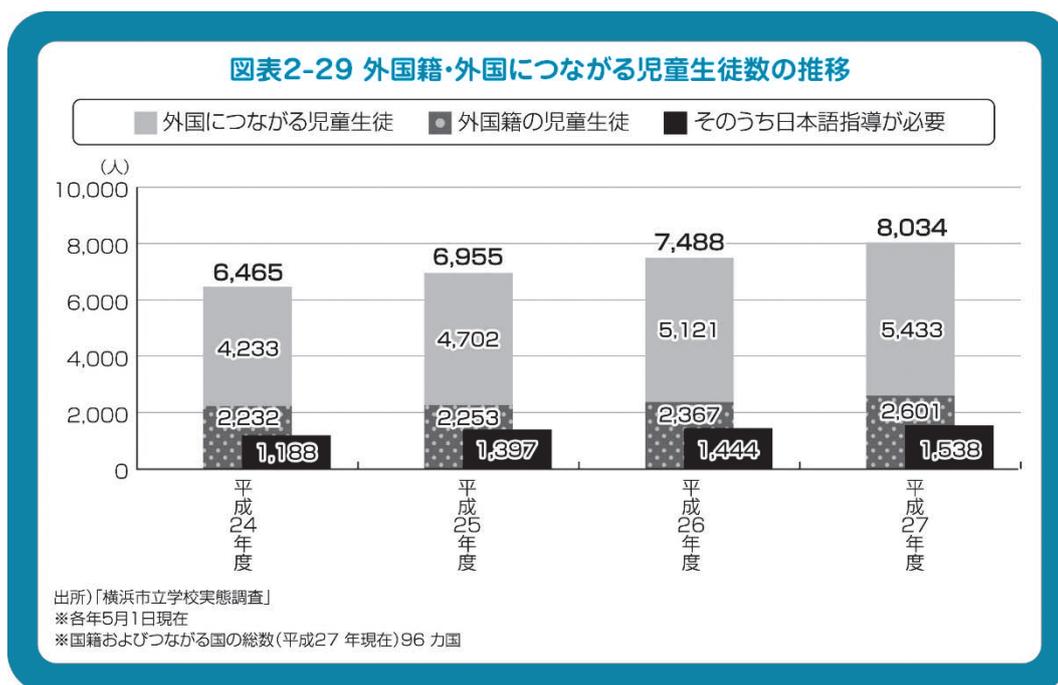
図表2-28 学校の成績



※宛名の子どもが6～17歳の場合についてのみ集計。また、保護者が回答した場合についてのみ集計。

なお、支援者ヒアリングでは、学習の遅れを特に抱えやすい子どもとして、外国籍・外国につながる子どもの例が挙げられました。

外国籍・外国につながる子どもは、平成 27 年 5 月現在で、本市の小・中学校に約 8,000 人在籍していますが、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は約 1,500 人となっています。外国籍・外国につながる子どもは、教科学習に必要な日本語（学習言語）の習得が不十分なために授業についていけない場合があることに加え、学校生活で孤立しがちであること、保護者も日本語が不自由で学校の準備が十分にできない等、学習に不利な状況にあるのではないかと考えられます。

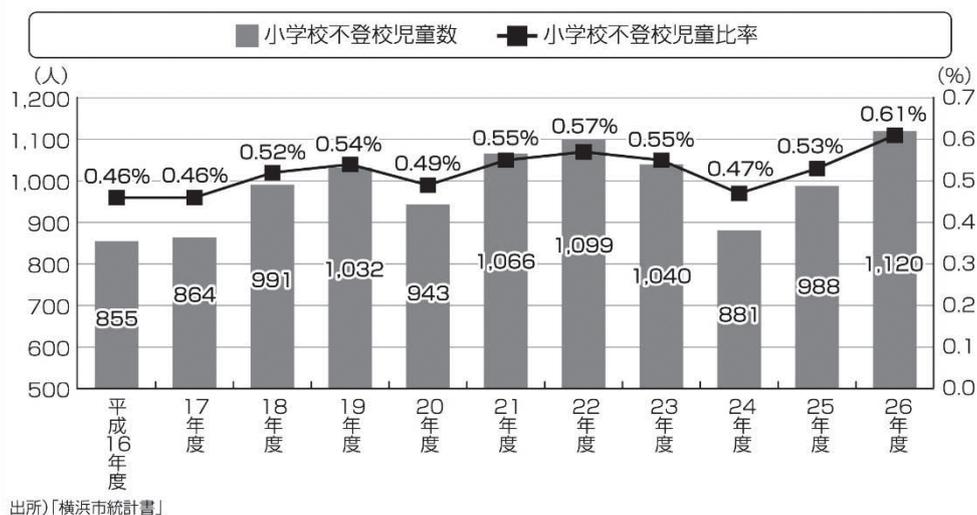


オ 子どもの不登校

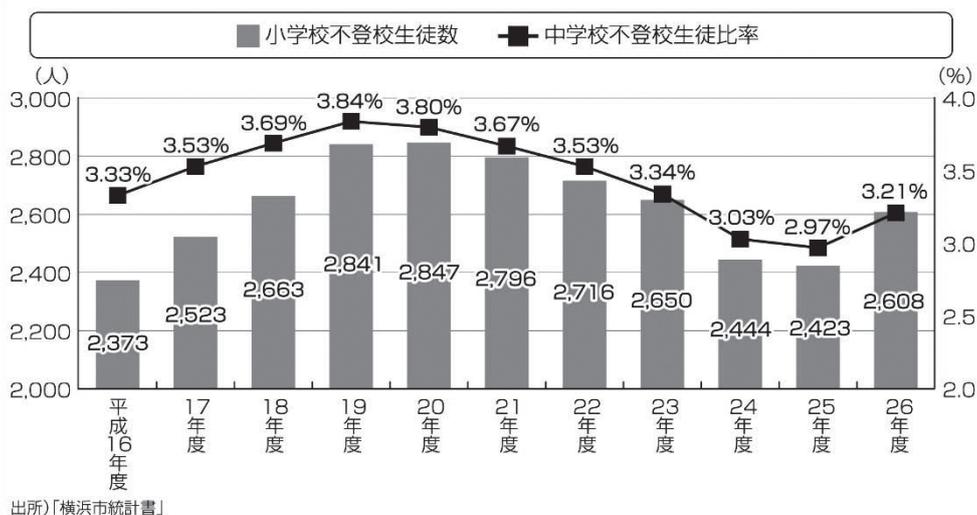
本市の市立小学校における不登校児童数¹⁸は、平成 26 年度に約 1,100 人で、市立小学校児童全体に占める割合は 0.6%前後で推移しています。市立中学校における不登校生徒数は、平成 26 年度で約 2,600 人となっており、市立中学校生徒全体に占める割合は約 3%となっています。

¹⁸ 文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを「不登校児童生徒」として定義している。

図表2-30 市立小学校における不登校児童数の推移



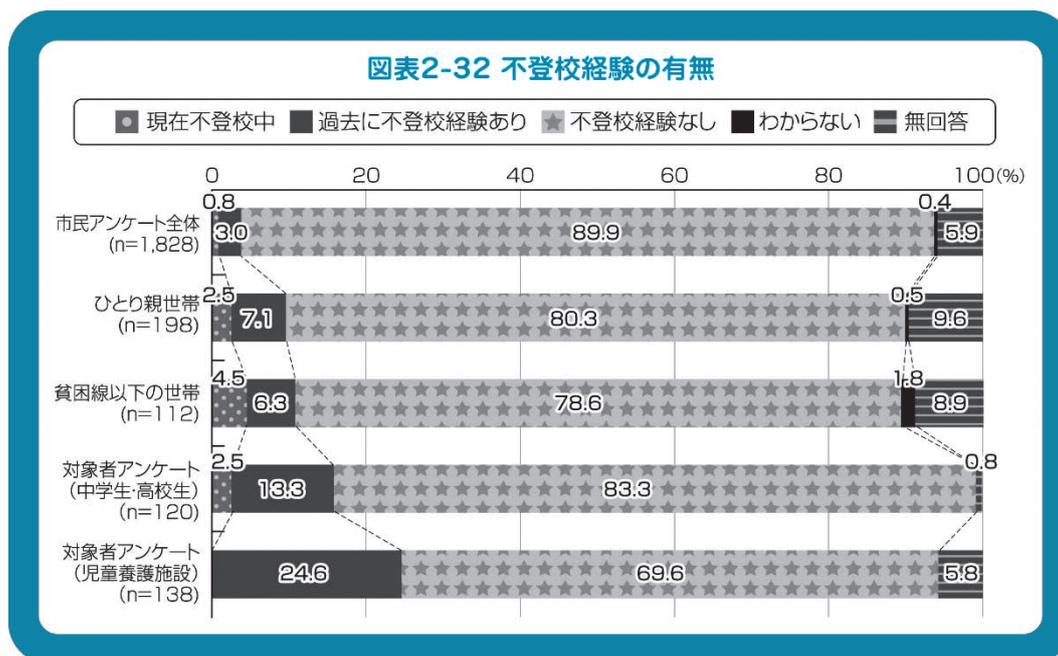
図表2-31 市立中学校における不登校生徒数の推移



支援者ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景に、家庭の経済的困窮をはじめとする様々な困難が存在することが指摘されています。例えば、基本的な生活習慣が身についておらず、朝起きられないことで学校に行けなくなり、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まることのあるという話が聞かれました。このほか、弁当を持っていけないことが不登校のきっかけになってしまうケースや、保護者の代わりに、家庭内で家事や年少のきょうだいの面倒を見なければならぬために学校に行けなくなるケースもあると聞かれました。

市民アンケートにおいて、宛名の子ども・若者のうち「過去に不登校経験あり」あるいは「現在不登校中」と回答した割合は、全体では3.8%、ひとり親世帯では9.6%、貧困線以下の世帯では10.8%となっています。

対象者アンケートでは、中学生・高校生自身に不登校経験の有無についてたずねました。「現在不登校中」または「過去に不登校であった」と回答した比率は、対象者アンケートの中学生・高校生では15.8%で市民全体と比較して4.2倍、児童養護施設の中・高校生では24.6%で市民アンケート全体と比較して6.5倍の割合となっています。



カ 子どもの学歴・中退

支援者ヒアリングでは、学業の遅れ等とも関連して、保護者・子どもともに、高校進学を積極的に考えられないケースがあることが指摘されています。また、高校に進学した後の課題として、中退の問題があることが指摘されています。

高校中退の問題に関しては、高校は義務教育ではないため、高校に入学しても勉強についていけない場合には学校に居づらくなってしまうことや、経済的な問題から、アルバイトをすることや仕事に就くことを優先して中退する例が多いという話が聞かれました。

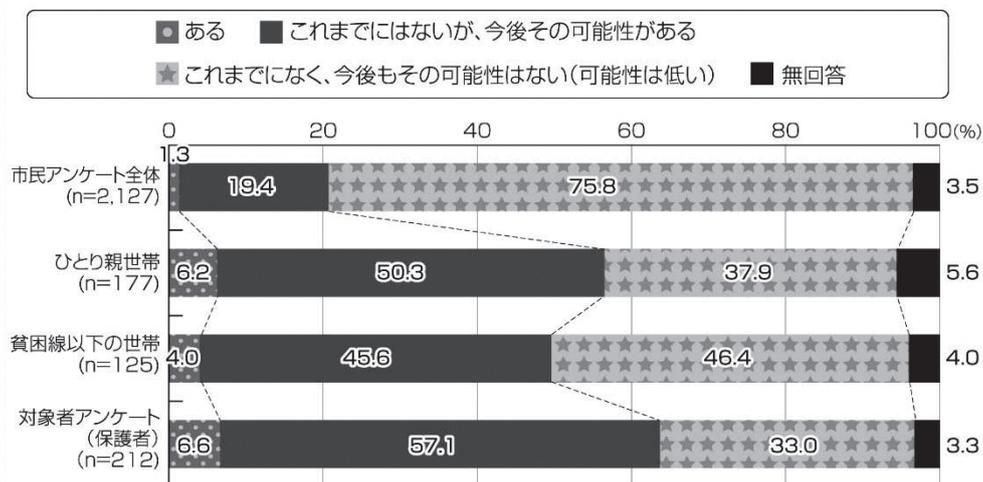
さらに、大学等の高等教育機関への進学に関しては、成績的には可能であるのに、経済的な面が影響して、自分から進学を諦めてしまう人もいますとされています。このほか、貸与型の奨学金では卒業後の負担が大きいという課題があることも指摘されています。

市民アンケートから、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについて分析したところ、市民アンケート全体では「ある」あるいは「これまでにはないが、今後その可能性がある」が合わせて20.7%であったのに対して、ひとり親世帯では56.5%、貧困線以下の世帯では49.6%、対象者アンケート（保護者）では63.7%となっています。また、調査対象の世帯に含まれる子ども・若者について、学校等を既に卒業している子ども・若者の最終学歴について分析したところ、貧困線以下の世帯では、「大学卒業」の割合が比較的 low、また、「大学中退」の割合が高いという特徴が見られました。

このほか、対象者アンケートの中学生・高校生に「希望する学歴」についてたずねたところ、「大学」が最も多く33.3%となっている一方で、「現実的な学歴」については、「わからない」が最も多く25.0%となっています。同様に、児童養護施設の中学生・高校生に「希望する学歴」についてたずねたところ、「高校(全日制高校)」が最も多く24.6%、次いで「わからない」が15.9%となっています。「現実的な学歴」についても、「高校(全日制高校)」が最も多く31.2%、次いで「わからない」が24.6%となっています。

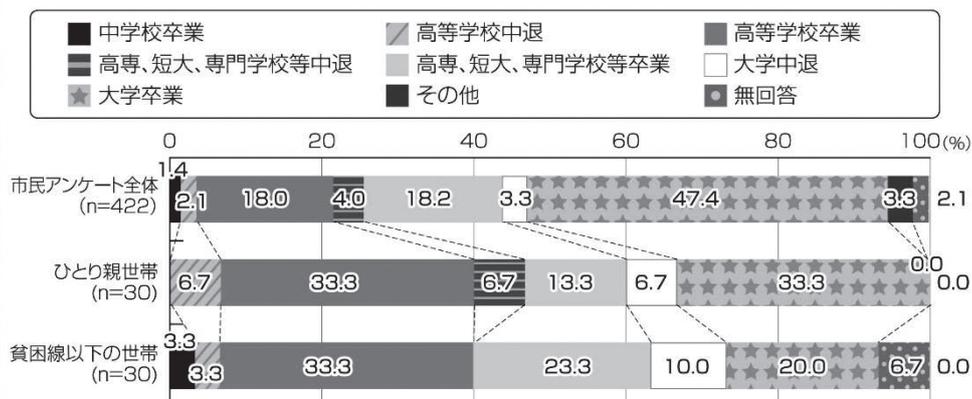
なお、本市の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の高等学校等への平成27年4月現在の進学率は96.4%、大学・専修学校等への進学率は36.8%となっています。また、児童養護施設の子どもの中学卒業後の高等学校等への平成26年度末現在の進学率は97.6%、大学・専修学校等への進学率は22.2%となっています。

図表2-33 経済的な理由による子どもの進学断念・中退の有無



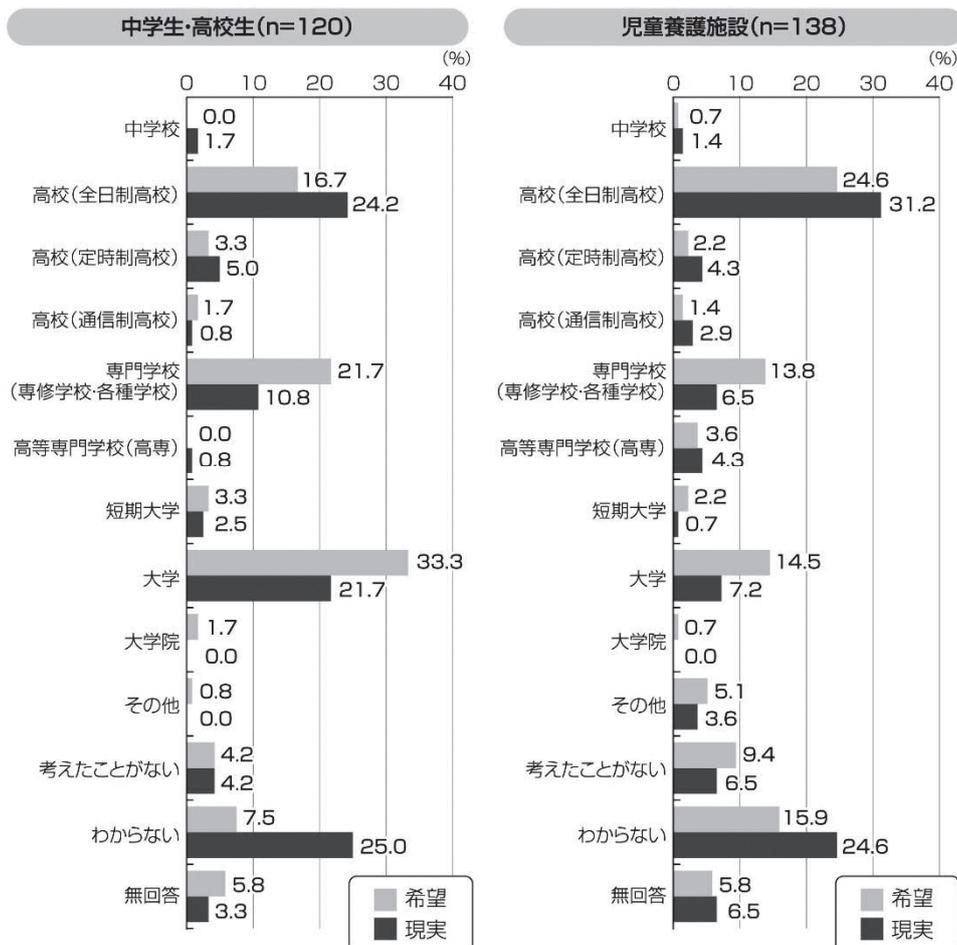
※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

図表2-34 若者の最終学歴(兄弟姉妹を含めた集計)



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

図表2-35 希望する学歴、現実として考える学歴(対象者アンケート)



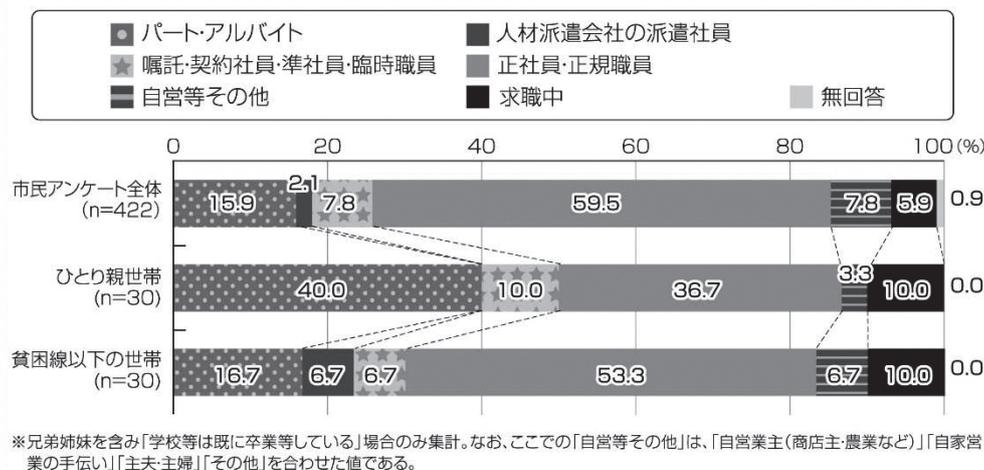
キ 子どもの不安定就業・無業、ひきこもり

「横浜市子ども・若者実態調査」(平成25年3月)によると、本市には、少なくとも若年無業者(15~39歳)が約57,000人、ひきこもり状態の若者(15~39歳)が8,000人いると推計されています。

ひきこもり状態の若者に関して、支援者ヒアリングでは、学校で不登校やいじめ等を受けた経験や、障害や精神疾患等の健康上の問題を抱えている方が多いとの指摘がなされています。また、人間関係を築くことが得意ではなく、コミュニケーションが苦手な方が多いということも指摘されています。なお、ひきこもりや無業の状態にある若者は、保護者のもとで暮らしている割合が比較的高く、必ずしも経済的困窮状態にある方ばかりではないと指摘されています。しかしながら、保護者からの経済的援助などの支えが望めなくなった場合に、経済的困窮や社会的孤立に陥るリスクが高いため、貧困を予防する観点での支援が必要であると考えられます。

市民アンケートから、調査対象の世帯に含まれる子ども・若者の学校等卒業後の状況について分析したところ、ひとり親世帯の場合や貧困線以下の世帯の場合には、子ども・若者の状況として「正社員・正規職員」である割合が比較的低くなっていました。

図表2-36 子ども・若者の卒業後の進路(兄弟姉妹を含めた集計)

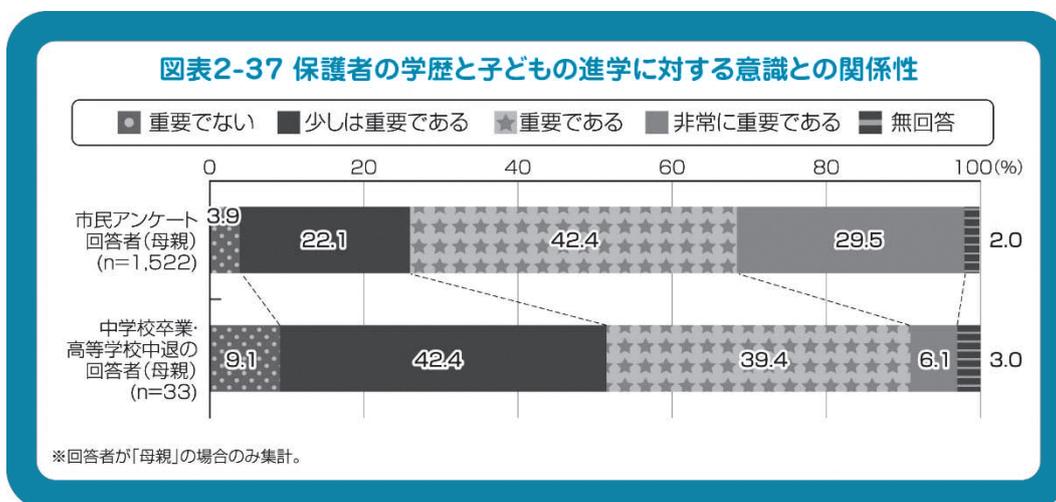


(3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援

ア 学歴の再生産

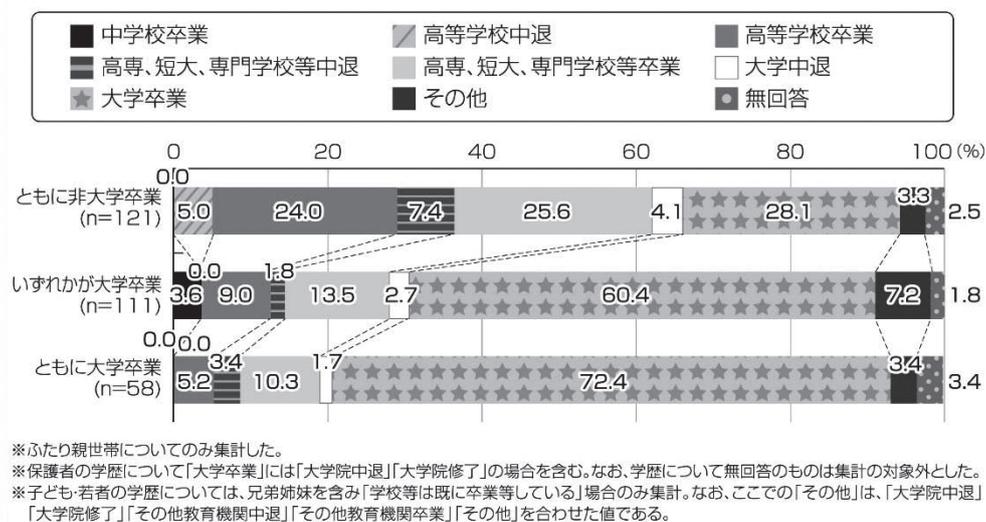
支援者ヒアリングでは、保護者が高校に行っていない場合には子どもが高校（さらには、大学等の高等教育機関）に進学するという選択肢を持ちにくくなってしまおうという関連性があると指摘されています。

市民アンケートから、子どもが高校卒業後大学・短大・専門学校等に進学することに関する意識と、母親の最終学歴の関係性について分析したところ、子どもの高校卒業後の進学について「非常に重要である」あるいは「重要である」と回答した割合は、母親の回答者全体では71.9%ですが、母親の学歴が「中学卒業」あるいは「高等学校中退」の場合は45.5%となっています。



また、市民アンケートから、ふたり親世帯に関して、保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性について分析したところ、保護者の学歴がともに大学卒業の場合には子ども・若者の7割以上が「大学卒業」であるのに対して、保護者がともに大学卒業でない場合には、その割合は3割弱となっています。このほか、ひとり親世帯についても、子ども・若者の学歴について「大学卒業」である割合は約3割となっています。これらから、学歴の再生産を通じて、就業の困難や不安定就労、低賃金の状況等が世代間で連鎖している状況にあるということも推察されます。

図表2-38 保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性



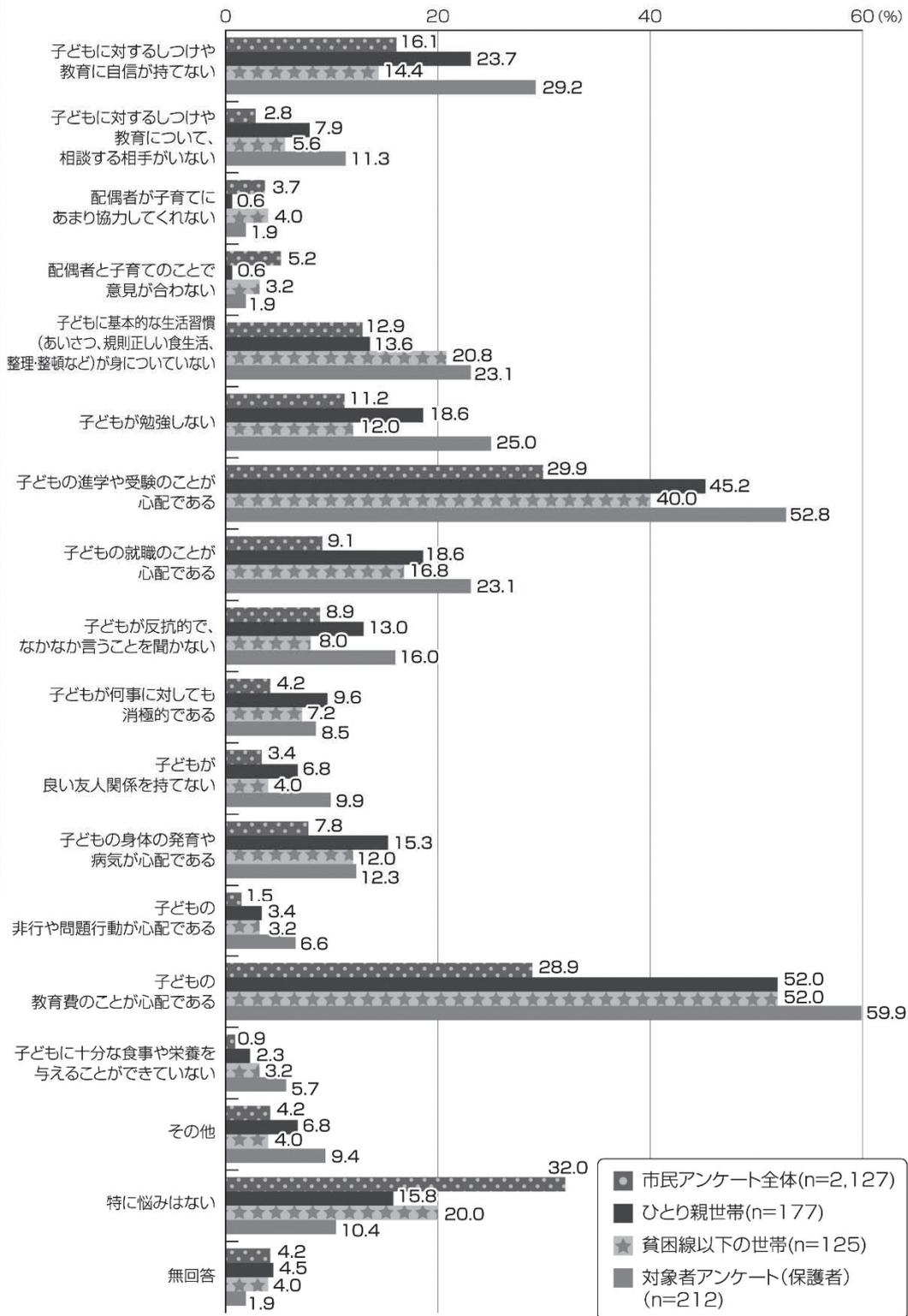
イ 保護者の置かれている状況と必要な支援

これまでに述べた通り、経済的困窮を抱えている家庭の保護者に関しては、暴力等を受けた経験、配偶者との離別や死別の経験、障害や疾病、就業の状況、学歴、国籍等、様々な困難を同時に重層的に抱えている可能性があります。特にひとり親世帯の保護者については、DV、精神疾患、就業と子育ての両立の負担、ネグレクトや子どもの養育が不十分になりがちであること等、子どもの育ちに影響を及ぼす様々な困難や社会的な不利を抱えるリスクが高いことが支援者から指摘されています。

子どものことに関する悩みについて保護者の回答を分析したところ、対象者アンケートの回答で最も多いのは、「子どもの教育費のことが心配である」が59.9%、次いで「子どもの進学や受験のことが心配である」が52.8%となっており、教育費や進学に関する悩みが半数を超えています。なお、ひとり親世帯や貧困線以下の世帯の場合にも同様の悩みが上位を占めています。

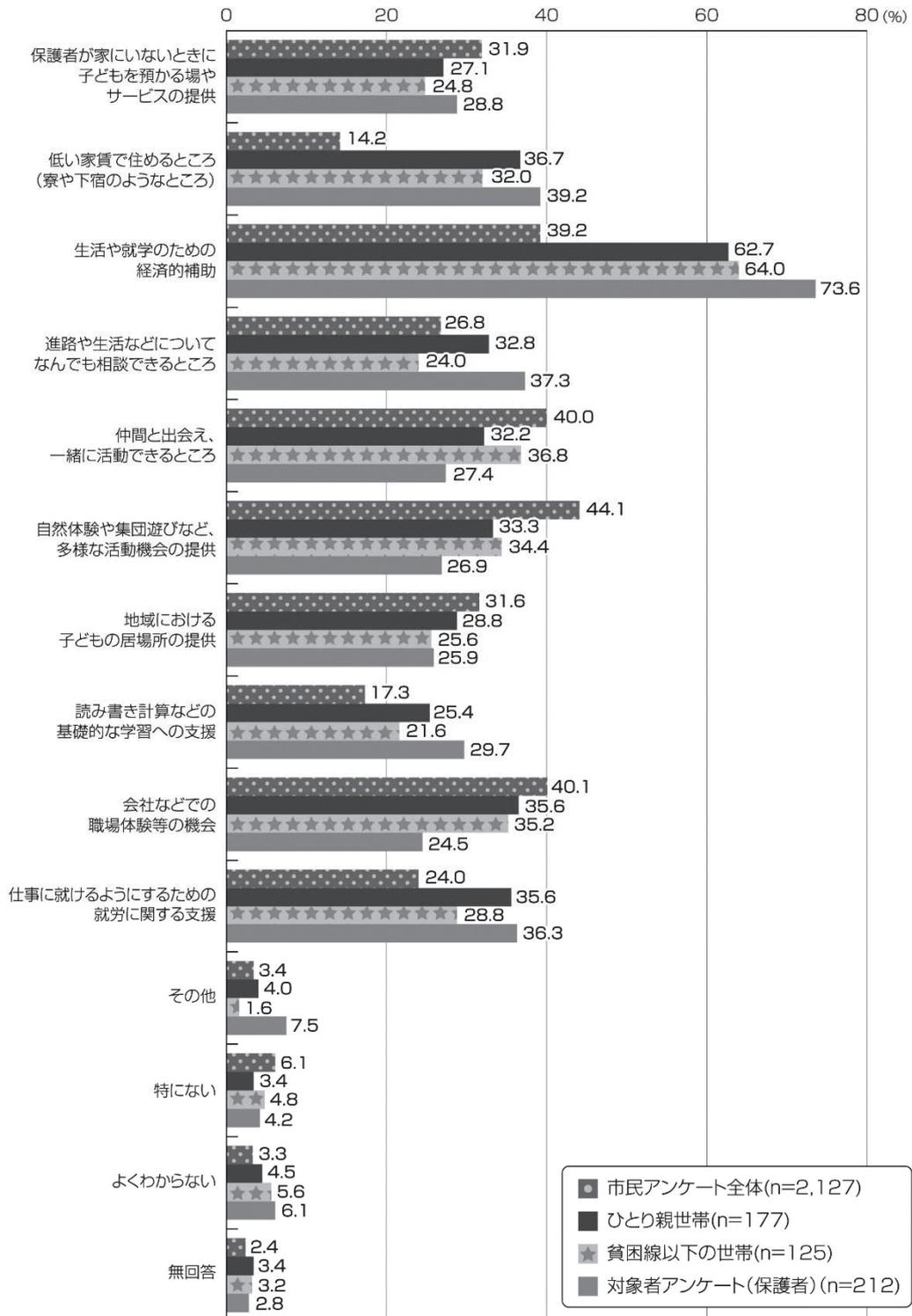
また、子どもにとってあったらよいと思う支援等についてたずねたところ、ひとり親世帯、貧困線以下の世帯、対象者アンケートの保護者に関しては、それぞれ6割以上が「生活や就学のための経済的補助」と回答しています。また、「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のような所）」についても、それぞれ3割以上が回答しており、経済的な面での課題が大きいことがうかがえます。

図表2-39 子どものことについて現在悩んでいること



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

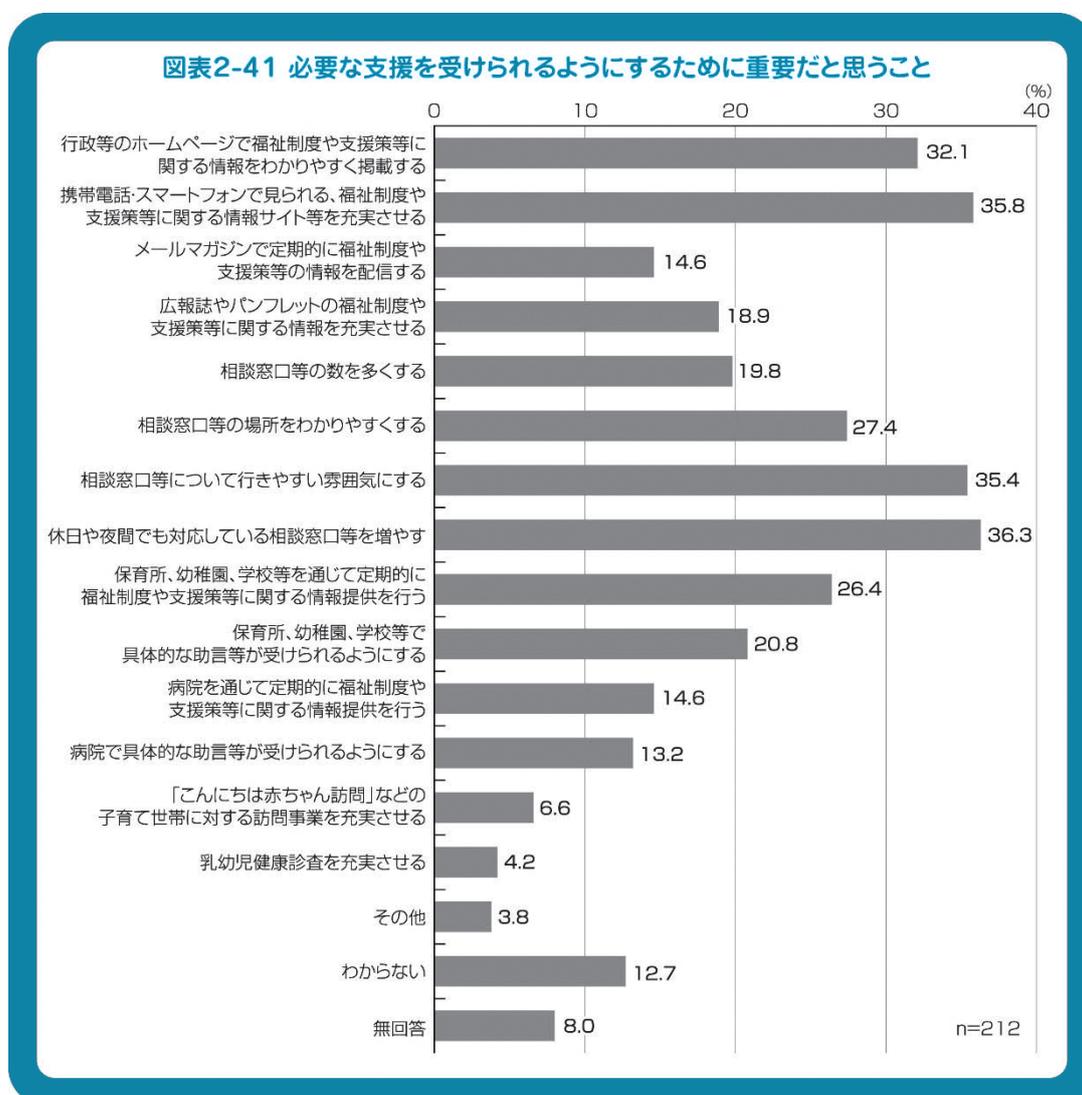
図表2-40 子どもにとって現在または将来的にあつたらよいと思う支援



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

このほか、支援者ヒアリングでは、支援が必要な状態ではあるものの、支援につながらない子どもや保護者がいるという指摘がなされています。例えば、社会的孤立の状況にあり、支援に関する情報を得られていない方や、社会の一部にある生活保護への偏見の影響からか経済的に困窮していても支援等を受けていない方もいるとされています。また、転居等により、支援が十分に届かなくなってしまう方がいることも指摘されています。

対象者アンケートの保護者に対して、必要な支援を受けられるようにするために重要だと思うことについてたずねたところ、「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」「相談窓口等について行きやすい雰囲気にする」「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」の回答が3割を上回っています。



☆コラム～就学前段階に対する投資効果について～☆

近年、貧困問題と関連して、就学前の段階における質の高い教育・保育が重要であるということが様々なところで指摘されてきています。

代表的なものとして、ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンによる指摘があります。ヘックマンは、アメリカで実施された調査研究の結果等に基づき、貧しい状況にある子供たち（disadvantaged children）に対するより早期の段階での教育等のプログラムの実施が、将来にわたって非常に効果的であることを指摘しています¹⁹。

また、我が国の状況に関しては、15歳児を対象に実施されているPISA調査の結果によれば、就学前教育歴と数学リテラシー得点との関連性があることが示されています²⁰。さらに、OECDからは、「日本では、幼児教育・保育への公的支出が低い。リターンが大きく、また低所得世帯の子供の不利益を軽減するであろうことから、この分野へより多くの投資を行うことは是認される」と指摘され²¹、就学前の段階の教育・保育により多くの投資をすることには有効性・妥当性があるとされています。

このほか、子どもの頃に基本的モラルに関する躰を受けたことが社会的成功に結びついているとの研究成果²²や、基本的生活習慣が定着している子どもは世帯収入や父母の学歴に関わらず学力テストの正答率が高い傾向にあることを示した研究成果²³等もあり、就学前の早期の段階において、家庭内外での教育環境・生活環境を整えることの重要性が示唆されています。

¹⁹ James J. Heckman and Dimitritry V. Masterrov(2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

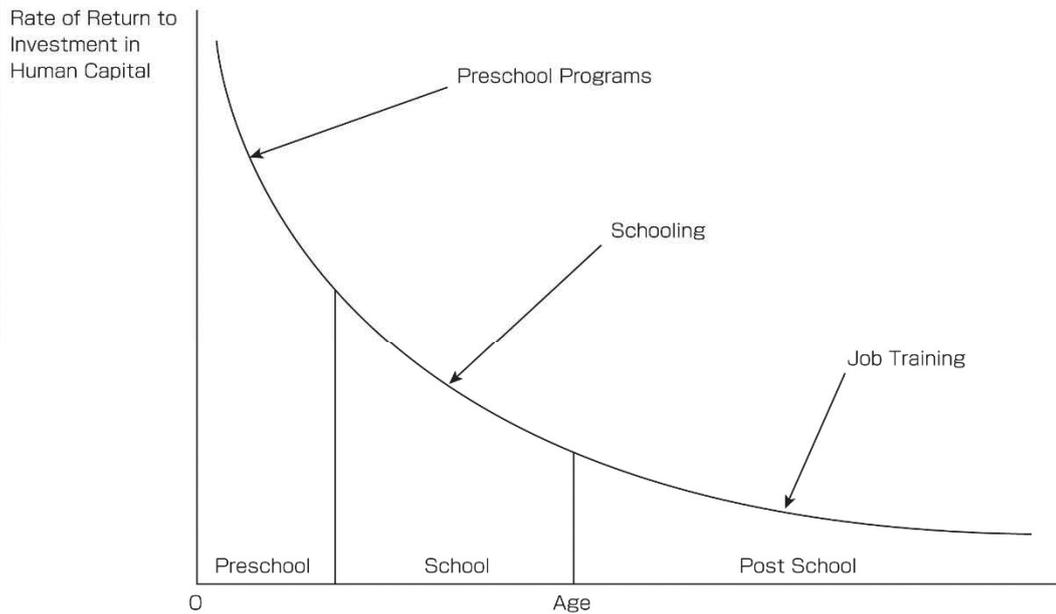
²⁰ OECD(2013), "PISA2012 Results: What Makes Schools Successful? Resources, Policies and Practices Volume IV"

²¹ OECD 対日審査報告書 2011年版

²² 西村・平田・八木・浦坂 (2014) 「基本的モラルと社会的成功」

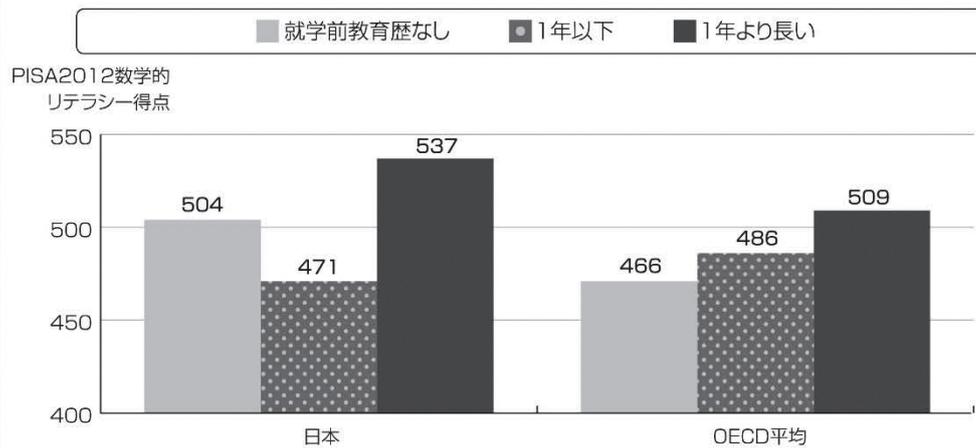
²³ 国立大学法人お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」なお、不利な環境を克服している児童生徒の特長として、基本的生活習慣の他に、子どもの学習時間の長さ、読書や読み聞かせ、勉強や成績に関する会話・学歴期待・学校外教育投資、保護者自身の学校行事等への参加、児童生徒の学習習慣と学校規則への態度などが挙げられている。

図表2-42 年齢段階と教育投資効果との関係性



出所) James J. Heckman and Dimitry V. Masterov(2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children"掲載の "Rates of return to human capital investment in disadvantaged children"を転載
 ※横軸が年齢段階、縦軸がその時期に実施する教育投資効果の大きさを示しており、就学前の段階でのプログラム(Preschool Programs)の効果がより大きいことを示している。ただし、学校教育(Schooling)や職業訓練(Job Training)が重要であることを否定するものではない。

図表2-43 就学前教育の経験と数学リテラシー得点の関係性



出所) OECD(2013), "PISA2012 Results: What Makes Schools Successful? Resources, Policies and Practices Volume IV"掲載データより作成
 ※日本について「就学前教育歴なし」は全体の0.9%、「1年以下」は2.2%で「1年より長い」が96.9%である(OECD平均ではそれぞれ7.2%、18.8%、74.0%)